

# 第39回府立高教組定期大会

## 議案 1985. 5. 30~31

### 教育文化センター

Appeal from Hiroshima and Nagasaki  
For a Total Ban and Elimination of Nuclear Weapons

... have passed since the atomic bombing of  
the Second World War.



A-bomb  
d the people of all the  
repeated, nuclear  
structive than the  
stockpiled, the result

destroy the whole  
fore illegal,  
in community.

nuclear arms.

With effective activities for the prevention of nuclear  
war now developing throughout the world, the elimination  
of nuclear weapons, as a common international task,  
has become most urgent and essential for the very survival of  
the whole of humanity.

Along with the survivor  
died and cannot now speak f  
from Hiroshima and Nagasaki

There must never be a

There must never be a

Now is the time to call  
and elimination of nuclear  
weapons, to achieve a total b  
development, production, or  
nuclear weapons.



February 15 and 16, 1987 Hiroshima and Nagasaki

温井

京都府立高等学校教職員組合

1984年10月6日 京教組執行委員会



戰後民主教育の根を二平に絶ち切つとする教育協会は兎も知事をして、其実施大綱にもとづく制度整備、重大段階に至つては、日本の教育、京都府の教育をめぐる同僚は、今まことに全端をむかへてゐる。

「このようないくつか同時に、教職員は市民のくらしにも、ぐがまんではない攻撃を加へられて立てゝいます。」

市人事定助野木：「昨年の真実現

[illegible]

眞の道をまっすぐに進んでいる姿をうかがひたい。

眞理の追求は決して片手落ちの行動に決する前に、終極目標は「一年度目標」の達成にあたりては、「聖書研読会」、「中絶問題の検討」、「民間児童科」の三つを柱とするべきことを決するべしと定めて、行幕を捲き出す。

「聖書研読会」は、正午開始、給与補助、民間費を報告としてまとめること。

このうちの中で、本年度の眞理の追求は、聖書を七巻で五年読了の目標を定めて、四年で半巻は、五年で全巻を突出す。

一方、「九方堂」の項目にわたる補助の額は、「九方」、「トモ」を教育・福祉の一端の役割を通じて社会に担増を義務

免 行  
京都教職員組合  
京都府左京区九人町  
新通上る教育会館内  
電話 (752) 0 0 1 1  
発行人 湯澤 晃

1984年10月8日

批准投票討論資料  
批准投票用紙には○を！

強いるものになっています

文部省の報告によれば、オーストラリアの八つの州及び、私立助成の五つの州と一ヶ国とを併せて、私立助成の公立文部施設のさかえに、教育費の公立文部施設の六・九％、私立助成の民間教育費の六・九％が、学校現場を直接する内容となっています。

④ 一方、林田日民党府政は、昨年十一月の一週目に行われた行政改革閣議の報告を要旨として、七月には、O.A.E.や民間低コスト型、民間財源の改革にも、と殆ど与野党の改革の中身とするとする行革基本法を発表し、構想的に財政、教育、道路問題を推進する場を表明しています。

概論要求で示された、補助金一律

2、京教組は、多

景に、三時行動  
務員共闘全国  
員の参加、地域  
の中で成功させ  
国民要求の実現

(1) 軍部・國體路線にもとづく政  
は、これを推進する政府・財界・林  
自民党政と父母・教職員の間、  
きさしならぬ矛盾と怒りをうみ出  
います。その取りこみ矛盾は、別々

国都道府県の議長会をして一九月議  
では政府のすすすめる補助金の一  
削減に反対する決議をあげるように  
の指示を各県に送る事である。

また、軍部・閣議のかねをなさない攻撃にさらされてゐる公務員同志の間には、三年後の閣議、国庫の動き、かつてなく怒りがまいて、民間労働者の中にも動議結が自らの食糧増産に運動するとの理解が深まるなど、世論の動向確実に変化してきます。この

○評カントの影設は京都で六五億円にもほり、公立学校施設整備費の二・五億円をはじめ、生活保護費や老人ホーム、保育所の設費など大幅な影響をまがれなくなっています。

⑤ 以上のように、今日の重振・臨調路線にもつく攻撃は、公務員労働

[illegible]

様なたたかいを背

開始による10、20公  
統一ストを、全教職  
：父母の圧倒的支持  
せ、人勸「完全」実施、  
現をはかります

な変化は、政府部内に人動抑制に  
する意見をうみ出し、府下では向日  
福知山市、宮津などの人動完全東  
急見直し案として現れています。

起している軍拡・臨國反対、軍事  
 教育・福祉の充実をめざす大  
 のたたかいにしっかり位置づけ、

(2) このような中で提起された、  
組一二回安委国会の決定にも  
く10・26スライキ方針は本格的  
闘を掲げていますが、京朝は次

① 日教組方針はたにかいをすめる基本路線を労働四団体、全国労協路線においているため、車座・臨園路線と正面からたたかえず、従ってストライキの目標も事実上人助一本となつてゐるなど、基本的な弱点を持つていま

[illegible]

かけて臨教審反対のたにかいをすす  
ている日教組内で、同盟すり奇りの  
線に批判が集中し、労働四団体全

協路線とキ、バリ手を切ることを強  
求める用になっていること、  
このような中で、今日、公務員共  
3、教育闘争と  
ら全教職員参  
の国民大運動

東京組は軍拡・臨國反対、人動  
全一実施、健保の二(一)割給付複元、  
金改悪阻止、国民要求実現のため  
を京教組一九九回中央委員会決定を

まゑ、次のように展開します

第二の即ち10・12統 労働組務  
 会（一）入岡山県共  
 第二の即ち10・21全統 行動日  
 第三の即ち10・26公務員 日  
 第四の即ち11・25教育府 大集会  
 ② 10 16統一労働組第一次中  
 動（五）人・10・18 19公務員  
 中央行動 11・28 29統一労働組

ま、下からの運動の前途もあり政  
府・財界の意に反し、直拉・臨國反対、  
人動「完全」実施、国民結要求実現の  
たたかいとして大きく発展する条件を  
強めています。京教組をはじめとし  
全国の統一労働組合の結盟もとど

(4) 皇親は以上の立場から、皇位

め 路 労  
臨臨反対、人助完全実施の多様なた  
かいをすすめるながら、10・26全国統  
行動日には三時以降、校長交渉、二二

運動  
 職場・地域か  
 結合し、職  
 場の「軍事費削減」の展開を

次中央行動を軸として、対中央闘争展開し、統一労働党、京教組の提唱もとづく全日配布、街頭宣伝を強め府下キヤラバン行動に呼応して、自

體・議會・勞組・民主團體への申し  
れ強化、二重障礙削つて人動完全喪失  
健康・年金」署名をすすめる中で、  
城世論の結集をはかります。

き、これらにたいして略して、  
 軍事公交使を派し、十二月府令  
 方議を以て向て府議連京教組の府府  
 対府公交使を預めあげ、すべての  
 員に對する要請行動、議會脱命を法的  
 的に配属し、八四四金確定、定四、  
 軍、議場の切實な要求実現に全力を  
 注ぎます。

- 122 -

※ 1. すべて片道の距離。交通機関利用者は交通機関利用者に準ず。  
※ 2. 足切り額とは、手当が支給されていない上限の額をいいます。持家に対する措置は現行通り。

250

1. 西條藩松本氏に頼むの医師詩  
 二二二二  
 〇〇〇〇  
 〇〇〇〇  
 (寛政二〇、五〇〇円)  
 2. 今ゆめを來來録  
 四一四  
 〇〇〇〇  
 〇〇〇〇  
 (寛政四、五〇〇円)  
 (6) 東嶽詩話は、明和五九年四月、口  
 とすること。  
 3. 古筆集詩  
 と、繪巻と一數に及ぶ。  
 繪巻は、(一)の平均枚數は、二二二  
 二二五五(六、四三三)で、枚數の  
 平均枚數は二二二、四〇〇円(寛  
 政二五、一八五円)になる筈であ  
 るはず。  
 4. 所収枚數  
 この勅告による年間の所収枚數は、約  
 一一〇〇枚(寛政五)と見られます。  
 5. その他(寛政)の付言事項  
 (1) 勘定京極へ、の要請  
 諸人に係る勅告と勅告前段は、既に  
 見解を述べた。その労働基本制度を公明  
 にし、いつに附することに致すのであ  
 る。御座る御座るに機能してること  
 の制度を順正に機能してること  
 なる筈であることに、つづいて、本發  
 展が、繰り返して致してることと  
 である。  
 7. しかたなく、明和五十年におい  
 ては、監獄問題に、附して、附与改定  
 案(二)年延滞、附して、附与改定  
 案(三)年延滞、附して、附与改定  
 案(四)年延滞、附して、附与改定  
 案(五)年延滞、附して、附与改定  
 案(六)年延滞、附して、附与改定  
 案(七)年延滞、附して、附与改定  
 案(八)年延滞、附して、附与改定  
 案(九)年延滞、附して、附与改定  
 案(一〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(一一)年延滞、附して、附与改定  
 案(一二)年延滞、附して、附与改定  
 案(一三)年延滞、附して、附与改定  
 案(一四)年延滞、附して、附与改定  
 案(一五)年延滞、附して、附与改定  
 案(一六)年延滞、附して、附与改定  
 案(一七)年延滞、附して、附与改定  
 案(一八)年延滞、附して、附与改定  
 案(一九)年延滞、附して、附与改定  
 案(二〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(二一)年延滞、附して、附与改定  
 案(二二)年延滞、附して、附与改定  
 案(二三)年延滞、附して、附与改定  
 案(二四)年延滞、附して、附与改定  
 案(二五)年延滞、附して、附与改定  
 案(二六)年延滞、附して、附与改定  
 案(二七)年延滞、附して、附与改定  
 案(二八)年延滞、附して、附与改定  
 案(二九)年延滞、附して、附与改定  
 案(三〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(三一)年延滞、附して、附与改定  
 案(三二)年延滞、附して、附与改定  
 案(三三)年延滞、附して、附与改定  
 案(三四)年延滞、附して、附与改定  
 案(三五)年延滞、附して、附与改定  
 案(三六)年延滞、附して、附与改定  
 案(三七)年延滞、附して、附与改定  
 案(三八)年延滞、附して、附与改定  
 案(三九)年延滞、附して、附与改定  
 案(四〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(四一)年延滞、附して、附与改定  
 案(四二)年延滞、附して、附与改定  
 案(四三)年延滞、附して、附与改定  
 案(四四)年延滞、附して、附与改定  
 案(四五)年延滞、附して、附与改定  
 案(四六)年延滞、附して、附与改定  
 案(四七)年延滞、附して、附与改定  
 案(四八)年延滞、附して、附与改定  
 案(四九)年延滞、附して、附与改定  
 案(五〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(五一)年延滞、附して、附与改定  
 案(五二)年延滞、附して、附与改定  
 案(五三)年延滞、附して、附与改定  
 案(五四)年延滞、附して、附与改定  
 案(五五)年延滞、附して、附与改定  
 案(五六)年延滞、附して、附与改定  
 案(五七)年延滞、附して、附与改定  
 案(五八)年延滞、附して、附与改定  
 案(五九)年延滞、附して、附与改定  
 案(六〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(六一)年延滞、附して、附与改定  
 案(六二)年延滞、附して、附与改定  
 案(六三)年延滞、附して、附与改定  
 案(六四)年延滞、附して、附与改定  
 案(六五)年延滞、附して、附与改定  
 案(六六)年延滞、附して、附与改定  
 案(六七)年延滞、附して、附与改定  
 案(六八)年延滞、附して、附与改定  
 案(六九)年延滞、附して、附与改定  
 案(七〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(七一)年延滞、附して、附与改定  
 案(七二)年延滞、附して、附与改定  
 案(七三)年延滞、附して、附与改定  
 案(七四)年延滞、附して、附与改定  
 案(七五)年延滞、附して、附与改定  
 案(七六)年延滞、附して、附与改定  
 案(七七)年延滞、附して、附与改定  
 案(七八)年延滞、附して、附与改定  
 案(七九)年延滞、附して、附与改定  
 案(八〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(八一)年延滞、附して、附与改定  
 案(八二)年延滞、附して、附与改定  
 案(八三)年延滞、附して、附与改定  
 案(八四)年延滞、附して、附与改定  
 案(八五)年延滞、附して、附与改定  
 案(八六)年延滞、附して、附与改定  
 案(八七)年延滞、附して、附与改定  
 案(八八)年延滞、附して、附与改定  
 案(八九)年延滞、附して、附与改定  
 案(九〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(九一)年延滞、附して、附与改定  
 案(九二)年延滞、附して、附与改定  
 案(九三)年延滞、附して、附与改定  
 案(九四)年延滞、附して、附与改定  
 案(九五)年延滞、附して、附与改定  
 案(九六)年延滞、附して、附与改定  
 案(九七)年延滞、附して、附与改定  
 案(九八)年延滞、附して、附与改定  
 案(九九)年延滞、附して、附与改定  
 案(一〇〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(一〇一)年延滞、附して、附与改定  
 案(一〇二)年延滞、附して、附与改定  
 案(一〇三)年延滞、附して、附与改定  
 案(一〇四)年延滞、附して、附与改定  
 案(一〇五)年延滞、附して、附与改定  
 案(一〇六)年延滞、附して、附与改定  
 案(一〇七)年延滞、附して、附与改定  
 案(一〇八)年延滞、附して、附与改定  
 案(一〇九)年延滞、附して、附与改定  
 案(一一〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(一一一)年延滞、附して、附与改定  
 案(一一二)年延滞、附して、附与改定  
 案(一一三)年延滞、附して、附与改定  
 案(一一四)年延滞、附して、附与改定  
 案(一一五)年延滞、附して、附与改定  
 案(一一六)年延滞、附して、附与改定  
 案(一一七)年延滞、附して、附与改定  
 案(一一八)年延滞、附して、附与改定  
 案(一一九)年延滞、附して、附与改定  
 案(一二〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(一二一)年延滞、附して、附与改定  
 案(一二二)年延滞、附して、附与改定  
 案(一二三)年延滞、附して、附与改定  
 案(一二四)年延滞、附して、附与改定  
 案(一二五)年延滞、附して、附与改定  
 案(一二六)年延滞、附して、附与改定  
 案(一二七)年延滞、附して、附与改定  
 案(一二八)年延滞、附して、附与改定  
 案(一二九)年延滞、附して、附与改定  
 案(一三〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(一三一)年延滞、附して、附与改定  
 案(一三二)年延滞、附して、附与改定  
 案(一三三)年延滞、附して、附与改定  
 案(一三四)年延滞、附して、附与改定  
 案(一三五)年延滞、附して、附与改定  
 案(一三六)年延滞、附して、附与改定  
 案(一三七)年延滞、附して、附与改定  
 案(一三八)年延滞、附して、附与改定  
 案(一三九)年延滞、附して、附与改定  
 案(一四〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(一四一)年延滞、附して、附与改定  
 案(一四二)年延滞、附して、附与改定  
 案(一四三)年延滞、附して、附与改定  
 案(一四四)年延滞、附して、附与改定  
 案(一四五)年延滞、附して、附与改定  
 案(一四六)年延滞、附して、附与改定  
 案(一四七)年延滞、附して、附与改定  
 案(一四八)年延滞、附して、附与改定  
 案(一四九)年延滞、附して、附与改定  
 案(一五〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(一五一)年延滞、附して、附与改定  
 案(一五二)年延滞、附して、附与改定  
 案(一五三)年延滞、附して、附与改定  
 案(一五四)年延滞、附して、附与改定  
 案(一五五)年延滞、附して、附与改定  
 案(一五六)年延滞、附して、附与改定  
 案(一五七)年延滞、附して、附与改定  
 案(一五八)年延滞、附して、附与改定  
 案(一五九)年延滞、附して、附与改定  
 案(一六〇)年延滞、附して、附与改定  
 案(一六一)年延滞、附して、附与改定  
 案(一六二)年延滞、附して、附与改定  
 案(一六三)年延滞、附して、附与改定  
 案(一六四)年延滞、附して、附与改定  
 案(一六五)年延滞、附して、附与改定  
 案(一六六)年延滞、附して、附与改定  
 案(一六七)年延滞、附して、附与改定  
 案(一六八)年延滞、附して、附与改定  
 案(一六九)年延滞、附して、附与改定  
 案

| 公民散差 |        | 計        |
|------|--------|----------|
|      |        |          |
| 区分   |        |          |
| 本散差  | 5.80 % | 14,919 円 |
| 留み残し | 0.55 % | 1,415 円  |
| 計    | 6.35 % | 16,334 円 |

(資料4)  
84人勸の京教組見解

軍拡・臨調路線による賃金抑制政策を打破し、軍事費を削って公務員の賃金改善をかけること

一九八四年八月二十五日  
京都教職員組合執行委員会

一、人事院は、八月十日政府と国会に対して、国家公務員の給与を、月額平均六・四四%、一五・五四一円引き上げる(八四年四月一日実施)等についての勧告をおこなった。  
この勧告は、軍拡・臨調路線にもつづく、人勧抑制・凍結による損失に対して、何ら回復措置を示さず、教職員の実態要求から示した京教組の三万円の要求にはと違い、極めて不十分な政治的勧告と言わざるを得ない。  
二、一方「公務員制度改善」については第二臨調にもつづき八三人勸で報告した成績主義の推進、職務給の確立、既得権のはく奪等、「成案を得たもの逐次実施」と制度改善の具体化を企図していることは断じて許されるものではない。  
三、八四人勸が、国民に犠牲性をおしつけている軍拡・臨調路線にもつづくものであることが次の点からも一層明白

となった。

- ① 政府、財界の賃金抑制政策、管理職をすすめる全労協路線で極めて低い賃上げ(九・六三%)、四・六%)におさえこまれたこと。  
② 「行革審」(臨時行政改革推進審議会)が、公務員賃金抑制を求めた意見書を首相に提出(七月二五日)したこと。  
③ 中曽根直系の内海人事院総裁を登用し、政治的人勧抑制策を図っていること。  
④ 給与担当官庁を総理府から総務庁に衣替えし、後藤田氏(前官房長官)を起用し、すでに「五九年度人勧の完全実施は不可能、勧告凍結による積み残し分は段階的に実施する」として、公務員賃金の抑制策を企図していること。

四、京教組は、教育・福祉を切りすて軍拡を増大する軍拡・臨調路線のもとで父母・府民の切実な教育・生活・制度要求と結合させながら、従来からの賃金改善、教育諸条件のたかいたわせて、「軍事費を削って」のたかいを基調として、八四賃金改善の大きな運動をすすめていくものである。そのために当面、すべての職場で、八四人勸の学習・討議をすすめ、校長・地教委、府教委交渉を強化し、人事委

員会に生活実態に見合った勧告を求める。  
また、京都統一労組懇が提起している府下縦断キャラバン行動や、地域要求連鎖集会の成功をはじめ、公務員関係労働者総決起集会(二〇月一二日予

(資料5)

政府閣議決定に対する総務長官所感

昭和五十九年一〇月二日  
本日、給与関係閣議決定において、一般職の国家公務員の給与について、本年四月一日から平均三・四%の改定を行う方針が決定された。  
今回の決定は、人事院勧告制度を尊重する基本姿勢に立ち、公務員給与を巡る諸情勢を総合的に勘案して、政府としてなし得る最大限の努力を払った上で採られたものである。  
国民奉仕の精神に徹し、日夜公務に精励している国家公務員諸君にとって、厳しい情勢の下にあるとはいえ、今回の決定が必ずしも十分でない点のあることは承知しているところであるが、今後においても私としては、人事院勧告制度の趣旨を踏まえ、できる限りの努力を尽くし、人事院勧告の完全実施を速やかに実現するよう誠意をもって取り組んでい

京都市人事委員会委員長 坪倉一郎 殿  
京都教職員組合執行委員長 佐藤良輔  
申し入れ書  
一九八四年九月一日

京都市人事委員会への申し入れ

- (資料6)  
1. 最低三万円以上の賃金引き上げをはじめとする私たちの生活改善の切実な要求にもつづき、一時金・諸手当の改善を含む給与改善勧告をおこなうこと。  
2. 過去の勧告未実施による損失分の完全回復措置を講ずること。  
3. 通勤手当、住居手当、扶養手当等を大幅に改善すること。なお、通勤手当は、金額重要支給・非課税とすること。  
4. 府下全域の調整手当を9%化すること。  
5. 特殊業務手当について必要な改善をおこなうこと。教員特殊業務手当の要求の拡大、手当の増額をおこなうこと。  
6. 学校事務教職員の給与改善について、その改善方向について勧告・報告の中で、正しく位置づけられること。  
7. 「女子職員の健康安全管理基準研究(会報告)」にもつづき人事院規則一〇一七(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)で定められた保健規定を改善しないこと。  
8. 育児休業法を全職種に適用し、育児休業中の賃金を保障すること。当面、賃金の三〇%を支給すること。  
9. 障害児など介助を必要とする家族をもつ教職員が安心して看護に専念できるように看護休暇制度を確立すること。  
10. 労基法及び「労働安全衛生法」にもつづき、各学校に休養室・女子更衣室・男女別トイレを確保すること。  
11. 四週五休制の教職員適用について週休二日制の本旨にもつづき速やかに実施できるように京都府教育委員会に強く要請すること。  
12. 公務員制度改善・見直しに反対し、一方的に勧告・報告を行うことなく、京教組と十分協議し合意ができるまでやれないこと。

(資料7)

# 人事院勧告の完全実施を求める請願書

昭和五十九年九月二十日

請願者

紹介議員

京都府議会議員  
高山 寛 殿

請願事項

貴議会在、一九八四年度人事院勧告の完全実施を政府に求める意見書を提出していただくこと。

請願事由

人事院は、本年八月二〇日、政府と国会に対し、一九八四年勧告をおこないました。勧告の内容は、八四年にさかのぼって、月額平均六・四四%、一五・五四一円の引き上げとするのですが、八二人勧凍結、八三人勧値切りの状況もとの勧告にもかかわらず、未実施分を差し引くと、春闘のベースアップ分を下回り、教職員の生活の改善を求める要求からみれば、極めて不十分なものです。

この事態は、私たち教職員の生活のみならず、年金受給者や関連労働者など府民生活に多大の損害をもたらしています。昨年度も貴議会において意見書提出を採択していただいたにもかかわらず、京都府においては、公務員賃金抑制政策に追随し、地方自治体としての自主性・主体性と責任を放棄し、京都府人事委員会の勧告を凍結、値切りしました。このことの京都府知事および京都府教育委員会の責任は重大であり、厳しく追求されねばなりません。

人事院は、本年の勧告の中で「人事院の給与勧告は、公務員について労働基本権が制約されていることにより、その代償措置として第三者機関である人事院がおこなうもの」とし「勧告は尊重されるべき」ことを強調し、人勧凍結、値切りによる影響の重大性にふれ、完全実施を要請しています。

しかし、現状では、政府・財界は賃金抑制政策の基本路線は変えておらず、あ

わせて、七月二十五日の「行革審」の意見書、後藤田総務庁長官の「段階的实施」等、人勧の賃金改善の抑制の動きが強められています。

以上のような状況にあって、貴議会在が人事院勧告の凍結、切り下げ(値切り)が府の教職員の生活はもとより、他の労働者の賃金や年金、そして府民全般にわたって大きな影響をもたらすことを直視され、政府が人事院勧告の完全実施をするよう意見書を提出されることを請願します。

(二) - 2

| 年齢 | 12月 | 9月 | 6月 | 3月 |
|----|-----|----|----|----|
| 12 | 12  | 15 | 15 | 24 |
| 15 | 15  | 15 | 18 | 24 |
| 18 | 18  | 18 | 24 | 24 |
| 24 | 24  | 24 | 24 | 24 |
| 24 | 24  | 24 | 24 | 24 |
| 24 | 24  | 24 | 24 | 24 |
| 24 | 24  | 24 | 24 | 24 |
| 24 | 24  | 24 | 24 | 24 |

| 年齢    | 12月 | 9月  | 6月  | 3月  |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 41~54 | 12月 | 9月  | 6月  | 3月  |
| 52    | 9月  | 6月  | 3月  | --- |
| 53    | 6月  | 3月  | --- | --- |
| 54    | 3月  | --- | --- | --- |

協約 1・1

| 年齢 | 12月  | 9月   | 6月   | 3月   |
|----|------|------|------|------|
| 40 | 6-6  | 6-7  | 5-5  | 5-6  |
| 41 | 5-7  | 5-8  | 5-9  | 5-10 |
| 42 | 5-8  | 5-9  | 5-10 | 5-11 |
| 43 | 5-9  | 5-10 | 5-11 | 5-12 |
| 44 | 5-10 | 5-11 | 5-12 | 5-13 |
| 45 | 5-11 | 5-12 | 5-13 | 5-14 |
| 46 | 5-12 | 5-13 | 5-14 | 5-15 |
| 47 | 5-13 | 5-14 | 5-15 | 5-16 |
| 48 | 5-14 | 5-15 | 5-16 | 5-17 |
| 49 | 5-15 | 5-16 | 5-17 | 5-18 |
| 50 | 5-16 | 5-17 | 5-18 | 5-19 |

協約 4・1

| 年齢 | 12月 | 9月  | 6月  | 3月  |
|----|-----|-----|-----|-----|
| 39 | 6-6 | 6-6 | 6-7 | 6-7 |
| 40 | 6-6 | 6-7 | 6-7 | 6-8 |
| 41 | 6-7 | 6-7 | 6-8 | 6-8 |
| 42 | 6-7 | 6-8 | 6-8 | 6-8 |
| 43 | 6-8 | 6-8 | 6-8 | 6-8 |

## (資料8) 府高要求書案の活用について

各分会から提出された職場要求書の緊急かつ大きな要求を入れて、以下のような府教委に対する要求書を作成しました。  
この要求書をもって各職場の要求で肉付けして、更に充実した要求書・職場の声を反映した要求書にしていきたいと思っておりますので、要求を結集してください。特に、定員要求の代表的なものを掲載してください。  
なお、各職場からの要求項目が10項目以上なる場合は、本部で精査させていただきますことありますので、御了解下さい。

京都府知事 林田悠紀夫 殿  
京都府教育委員会委員長 大槻芳一 殿

### 要求書 (案)

1984年 月 日  
京都府立高等学校教職員組合  
執行委員長 井上 達

教職員の賃金・労働条件を改善し、父母市民の願いに応え、憲法と教育基本法にもとづく民主教育を進展させるため、下記の賃金・労働条件等の要求について早急に解決されるようここに要求致します。

自己

#### I 賃金引上げに関する要求について

- 基本賃金について
- 政府の「人勧凍結・値切り」政策に反対し、84人勧の完全実施をおこなうとともに、82・83年度京都府人事委員会勧告を、勧告にもとづく実施期間にさかのぼって、ただちに完全実施されたい。
- 75年度における1号下位引上げにたいする還元をすみやかにこなわれない。

- 教育費 (二) 表2等級の昇給を、教育費 (三) 表2等級と同様に39号まで伸ばされたい。
- 採用時の前歴計算の不合理をなくするため、いわゆる5分の4条項を撤廃し、すべて10割計算とされたい。
- 高齢者に対する昇給延滞・停止をすみやかに撤廃されたい。
- 実習助手・「案用」に教育費 (二) 表2等級を適用されたい。当面、3等級の不合理を正す要請されたい。同時に経験年数10年以上で全員無条件「わたり」を実施されたい。
- 学校実習員・「分助職員」の賃金の大規模引き上げを実施されたい。当面、若年層の賃金改善を実施されたい。
- 職制審判制に反対し、通し号制を実現されたい。当面、等勤間の「わたり」を実現されたい。行政職賃金表については、2等級への「わたり」を実施されたい。
- 人権法人制によって教育費 (二) 表2等級適用者の一部に生じた、職務制との実態上の「逆格差」を早急に改善されたい。
- 運用面での改善、一斉昇給延期をおこなわれない。
- 非常勤教職員の報酬を大幅に引き上げられたい。昨年度の人勧値切り実施に伴った不足分の改善を実施されたい。
- 産休・病休代替職員を臨時任用にされたい。
- 障害児学校随班費を当面12%に引き上げられたい。

#### 2 行政職賃金表・随班費金表適用者の賃金・手当改善について

- 77年度以来府人事委員会報告にもとづく、行政職賃金表適用者の賃金改善をはかられたい。当面、三号俸以上の引き上げ、上位等級への条件わたりの実施、さらに給与法十条にもとづく保障を実現されたい。そのため、組合・教育委員会・人事委員会の三者協議を促進されたい。
- 行政職賃金表・随班費金表適用者に対して給特給随班費4%にあつちあうものを措置するとともに、やむをえない給随班費に対しては、労基法にもとづく給随班費手当150/100完全に支給されたい。当面、随班費手当随班費を10%に改善されたい。
- 随班費金表適用者の初任給上位制限を撤廃されたい。特に、生所保護基準に満たない世帯の職員に対する昇給延期を実施されたい。
- 障害児学校随班費を随班費金表適用者へも支給されたい。
- 夜間定時間の夜勤手当を定勤手当に見合うよう増額されたい。

#### 3 諸手当について

- (1) 一時金について、期末手当一本とし、年間7か月分×120,000円(夏期2.5か月分×50,000円、年末3.5か月分×50,000円、年期末1か月分×20,000円)として、それ以外の期間の一時金支給日に支給すること。
- (2) 非常勤教職員に、専任教職員に準ずる一時金を支給されたい。
- (3) 退職手当は全額下9%とされたい。
- (4) 扶養手当を大幅に増額されたい。当面、配偶者5万円、その他の扶養者1万円とされた上、
- (5) 住居手当について、持家者に對して一律15,000円、借家・借間居住者に對して、30,000円を限度に支拂支給されたい。
- (6) 退職手当は雑税として、全部実費支給されたい。また、2ヵ未満の人にも、2,000円は支給されたい。
- (7) 結婚手当50万円を支給されたい。
- (8) ゆきなどといった教育費低のため、研修費月額1万円を全教職員に個人課して支給された上、
- (9) 教育費に對し、超過勤務を「命ずることができない項目について、今なお、膨大な量の超過勤務を強いていることに對して、労基法9条・37条にもとづいて超過勤務手当を支給されたい。当面、時間外勤務手当を10%支給されたい。
- (10) 休日の生徒引率手当として、1日につき1万円の支給をされたい。
- (11) 養護などによって適用除外されている諸手当については、支給されるよう措置されたい。
- (12) 通勤費「あき時間手当」と交通費全額を支給されたい。
- (13) 「主任手当」の予算を削減されたい。
- (14) 部活動手当については、当面、次の点についての改善をはかられたい。
- ① 単面の増額をはかられたい。
- ② 適用対象時間数(個)を増額されたい。
- ③ 行旅費・協同購買会費適用者への実費の保障をはかられたい。
- ④ H.R・生食会指導への適用拡大、または、それに代る措置を實現されたい。
- (15) 以下の特別勤務手当の増額ははかられたい。
- ① 宿日返手当。「寮母」宿日返勤務手当・合宿の宿日返手当の増額ははかられたい。
- ② 実習生の乗船教職員の食料料・船給乗船手当の増額ははかられたい。
- ③ 障害児学校用務員勤務手当・高圧代かん保守作業手当・用務員全定乗務手当等の増額ははかられたい。
- (16) 早期勤務者に手当の支給
- ① 盲学校の給食調理人

現でできるよう関係機関への働きかけをつよめられたい。

(8) 労基法及び「労働安全衛生法」にもとづき、ただちに、すべての職場に職員用の休室室・男女別更衣室・男女別トイレを確保されたい。

- ① 男女別トイレ
  - ① 飯沼野 城南 網野「男子用トイレ」 木津 須知 竜岡「男子トイレの拡張」
  - 北坂 百穂分校 盲学校 南山崎養護施設分校
- ② 男女別更衣室
  - ① 栃北定 城南 西乙訓 向日が丘 牛沼海 豊学校
  - 休室室
  - 北坂「男子新設、女子充実」 栃北定 城南 西乙訓 牛沼海 宮津 池水
  - 飯沼養護北坂 西舞鶴 須知 飯沼山「男子新設、女子充実」 竜岡 西字治
- (9) 賃下げなしの週40時間制・週休二日制を實現されたい。当面、4週5休制の全教職員適用を實現されたい。
- (10) 結婚休暇を10日間に延長されたい。
- (11) 教職員住宅・寮をすべての地域に完備されたい。当面、住宅に用いている教職員に對して何らかの処置をされたい。
- (12) 学校事務職員の産休法適用にともない、女子学校事務職員の産前・産後休暇を完全に保障されたい。また、代替学校事務職員を完全確保されたい。
- (13) 学校事務職員の研修の機会を保障。拡大し、研修内容については、学校事務職員の更望を充分聞き、所立高教組との協議をおこなって実施されたい。
- (14) 給付法条例制定にともなう高教組と府教委の覚書(協議書)に基づき、職場認定を早期に開始するよう校長を指導されたい。
- (15) 労基法35条とそれにもとづく条例・規則の精神にもとづき、週一日の休日を保障するよう、日祝日の勤務に對する代休を完全に保障されたい。また、通常の勤務日における超過勤務・深夜勤務については、翌日の回復措置を保障されたい。
- (16) 教職員の労働条件をよくするための施設・設備の改善をされたい。当面、休憩休室・談話室の設置、バス・シャワールームの設置・指導・業務用の衣類の貸与等を受入れた上、
- ① シャワールーム
  - ① 岡山「体育職員室に」 城南 向日が丘 東字治 加悦谷 須知「農場に」
- (17) 夜間定時刻において、超人教職員が充分に教育活動に専念できるように、夜間保育所を設置されたい。
- (18) 車・メカオ等生徒による物損に對する補償措置を講じられたい。
- (19) 現業労働の民間委託は止められたい。

## II 労働条件改善に関する要求について

### 1 職場の民主的な運営の保障について

- (1) 教育の管理統制と教職員の面談・民主性・創造性の破壊をすすめる「管理運営規則」を撤回されたい。
- (2) 所立学校の事務部設置等に関する規則の昭和59年4月1日の「改正」を撤回されたい。
- ① 府立高教組と事務職員部からの「所立学校の事務組織等の整備について」に関する質問書に對して、速答を持った回答をおこなわれたい。
- ② 管理統制の強化に結びつく規則の適用はおこなわないことを明確にされたい。
- ③ 組織名の導入等により、資金・権利等に格差を作らないことを明確にされたい。
- ④ 従来の学校運営に支障が生じることのないよう、以下の点で学校現場への指導を徹底されたい。
- 7 図書館司書・用務員・給食調理人等の職務については従来の慣行と民主的な運営による結果を尊重されたい。
- ① 特に図書館司書については、職務にかんする「事務職員室」の「室」から外された上、
- ② 学校教育への不当な介入をやめ、教職員の合意による学校運営・教育活動を保障されたい。

### 2 教職員の労働条件に関する要求

- (1) 労基法・人事院規則の改正に明確に反対されたい。
- (2) 教職員が安心して年次休暇・特別休暇をとることができるよう、教職員定数改善など教育条件整備をおこなわれたい。
- (3) 超過勤務等による教職員の健康被害の実態を調査し、教育回復措置等必要な対策を講じられたい。
- (4) 育児休業法を全職種に適用し、育児休業中の賃金を保障されたい。当面、賃金の30%を支給されたい。
- (5) 障害児など介助を必要とする家庭を持つ教職員が安心して看護に専念できるようにする取組など介助を必要とする家庭を持つ教職員が安心して看護に専念できるようにする取組など、看護休暇制度を確立されたい。
- (6) 障害児学校での生徒中の教職員に對する「指導観察措置」を拡充し、当面、適用期間・適用職種・配当時間を増やされたい。
- (7) 教職員の健康を守るため、がん検診・成人病検診の義務化、更年期障害休暇の制度が実

## III 定員について

### 1. 教職員・生徒定数等について

- (1) 定数の抜本的改正のため、国への働きかけを強められたい。当面、文部省の定数改善12ヵ年計画を短期するとともに、高校・障害児学校の定数改善計画も策定するよう文部省に働きかけられたい。また、京都府で実現できる改善については早急に実施されたい。
- (2) 高校については、1クラス当り生徒数上限を、当面、全日制普通科40名・全日制職業科35名、定時制30名として各事務別定員を改善し、教員の特任期間については、カリキュラム内の教科外指導も含めて全日制15時間、夜間10時間以内とされたい。
- (3) エラム内の教科外指導と授業の計画を保障するため以下の措置を講じられたい。
- ① 来年度の学校運営と授業の計画を保障する定員を保障されたい。
- ② 分校・小規模校・定時制・困難校に對する定員上の特別な措置をはかられたい。
- ③ 現場の生徒指導・学力向上のとりくみを保障させるため、下記の定数上の措置をおこなわれたい。
- 7 学力差克服のための分組講座(含む到達度別講座)を保障されたい。
- 4 小人数の選択講座を保障されたい。
- 4 多教科(専門性の高い小教科を含む)を担当しなくてもよい定数を確保されたい。
- エ 生徒数の減少傾向にある職業科に對し、その水準を低下させない定数を確保されたい。
- ④ 小規模学校の教育を保障するため、小規模学校加配教職員を確保されたい。
2. 各事務の定員について
- (1) 高校における教諭外職員の「現行基準案」見直しによる事務職員削減計画を直ちに撤回するとともに、当面、下記のことをおこなわれたい。
- ① 小規模校・分校・定時制・通信制に必要な見直しを徹底されたい。
- ② 養護教諭を複数配置されたい。当面、24学級以上の学校に複数配置されたい。
- ③ 学校図書館司書を学校現場に對して複数配置されたい。
- ④ 理科の実習教員については、各教科ごとに一名配置することを原則とし、学校規模にに応じて増員されたい。
- ⑤ 道徳部・教務部に専門職員を配置されたい。
- ⑥ 国の「基準」さえ下まわっている職種については、ただちに同様に引上げられた

- い、
- ⑨ 議場の合意を基にした基幹案の押しつけ、強行はおこなわないこと。
- (2) 開校元学校については、きびしい労働条件を改善し、ゆきとどいた教育を保障するた  
め、「養母」・ゆき型理人・小助職員・用務員等を増員された。
- (3) 本学高校の要請に応じた大規模（二倍以上）の増員にみあって、職員数を最低2名（増員1  
1名）増員された。
- (4) 全日間の高校の業に専任希望を配属された。それまでの間、担当教員の負担軽減をは  
かれた。
- (5) 夜間定時制課程の教職配置と教育の保障措置をはかれた。
- 3 各校の定員要求

#### IV 教育条件に関する要求

- (一) 教育行政をすすめる基本姿勢について
- 1 憲法・教育基本法にもとづく民主教育推進の立場を明らかにされた。
- 2 現職教職員の自主性・創意を尊重する民主的な学校運営を保障するとともに、それを行政の  
基本姿勢ともされた。
- (二) 教育の基本や制度にかかわる問題
- 1 高校教育制度の改善に関する要求
- (1) 「京都府公立学校教育制度の改善について」を撤回されたいと、当面、教育委  
員ら氏との交渉の場を持たれた。
- (2) 1984年度京都府高等学校入学者選抜について  
京都府公立高等学校入学者選抜協議会を再編開催された。
- ① 類型別入学者の選抜方法を取り止められた。
- ② 血闘については募集停止をされた。
- ③ 特別活動・部活動に関連した入学校決定については取り止められた。
- ④ 総合選抜地域における入学校の決定方法で実施されようとしている生徒相互を交換す  
る入学校の決定については取り止められた。

- ⑨ 全人教育を否定し、民主的手続と教育協議なしに強行した高校入試教科5教科制を撤  
回し、すみやかに9教科制に回復されたい。
- 2 教育課程編成に對する介入に對する要求
- (1) 不当な1・7京都府教育委員会通知を撤回されたい。
- 3 研修・教育研究の自由と保障について
- (1) 研修の内容や主権を団体によって協議の場を設け、82年10月15日通知をたんに撤回さ  
せたい。校長の裁量権を一時的に制限する。

- (2) 各学校教育場における研修の自由を保障されたい。
- (3) 「研修室」を人事・分・給手に関わらすことのないようにされたい。
- (4) 青年研修事業に関する「3・8研修」を尊重し、運営委員会方式による青年研修事業を  
正しく評価し、復活されたい。
- (5) 「京都府総合教育センター」については次の点を指導されたい。
- ① 官制研修における「自主・民主・公開」の三原則を逸脱している点をあらため、三原  
則を厳格にすること。
- ② 研修の本来のあり方に反する「受講票」はやめること。
- ③ 現職教職員が充分研修をおこなえるよう大綱定員制をはかれた。
- (7) 研修費を大幅に増額されたい。
- (8) 名教員・名教員の研究会への助成金を大幅に増額されたい。
- (9) 府立学校教職員研究奨励事業について、協議会方式を一方的に打ち切ったという非民主的  
方法を厳しく自己批判し、ただちに従来の方式に改められた。また事業費の増額をはか  
られたい。
- (10) 学校事務職員等の研修の機会を保障し、拡大し、研修内容については現職、学校事務職  
員等の要望を充分聞き、組合と協議をおこなって実施すること。
- (11) 研修費月額1万円を全教職員に個人課しで支給されたい。
- 4 「学校教育指導の重点」の「一方的方針転換を改め、現職教職員のとりくみと意見を尊重し  
反映されたい。
- 5 「府立学校において使用する教材の取扱いに関する」規則を撤回されたい。
- 6 主任制について
- (1) 主任制規則を直ちに撤回されたい。
- (2) 主任の手当の予算化を断念されたい。
- (3) 主任制規則の適用についての質問書に直ちに回答されたい。また、学科部長の押しつけ  
はやめられた。
- (4) 任命主任の拡大はやめられた。

- (5) 主任（部長）名による人事異動はやめられた。
- 7 教育実習について
- 府立学校の民主的な教育実習制度を確立するため、市内の4道学園の精神にもとづいて  
、京教協・校長会・府立高校組との話し合いを開始されたい。
- (三) 増収計画・学校定員等の改善について

- 1 中学生急増に対する増収対策について
- (1) 増収教育化しつつある高校教育の状況をふまえ、中学生急増期における後期中等教育  
の展開のあり方についての基本的考えを明らかにされたい。
- (2) 中学生急増のピーク時に至るまでの増収計画を明らかにされたい。
- (3) 中学生急増に見合った充分な教育条件の整備・拡充をはかれた。
- ① 増収に当たっては高校増設で対応し、学校増や・学級の生徒定数増など教育条件の  
切り下げによる切り抜け策などはやめられた。
- ② 小・中・高層階級学校（特に高等部）のマンモス校を解消されたい。
- ③ 40人学級実現にむけた計画を明らかにされたい。
- ④ 教職員定数を大幅に増やされたい。
- ⑤ 未年度以降の高校授業料の値上げはやめられた。
- (4) 61年度前段予定の高校について、設置学科・教育課程など学校内容及び設置場所を明  
らかにされたい。
- (5) 公私立高校設置者協議会に、父母・府民・教職員の意向が反映されるよう、その構成員  
・審議方法を民主的なものにされたい。
- (6) 高校増設費の「国庫補助の増額」と、大規模増、土地購入費への適用」を国に強く働きか  
けられたい。
- 2 60年度の増収計画について
- (1) 60年度の増収計画については現職教職員の意向、父母・地政住民の協力を尊重され  
たい。
- (2) 増収計画にともなう、定員増と施設・設備の拡充について現職教職員の要求に協賛に  
じられたい。
- 3 40人学級実現、大規模校の適正化について
- (1) 建設中の40人学級「東校」の即時解決と40人学級の高校への適用について国に強く  
働きかけられたい。
- (2) 府立自給量として当面建設中の40人学級を実現されたい。
- (3) 高校増設をすすめる、大規模校の適正化につとめられたい。
- 4 障害児学校の施設、各部の設置等教育保障をはかれた

- (1) 豊前地区の中学校の存続
- (2) 百舞地区の中学校の設置
- (3) 新築校舎の中学校の設置
- (4) 6ヶ月未満の入院児の教育施設（新築校舎）
- (5) 北沢分校に高等部を設置
- (6) 府南部に養護学校の新設
- (7) 南山岐養護学校分校の本校化にともなう、病弱の高等部を設置

#### (四) その他の教育条件の改善について

- 1 教育施設・設備の改善について
- (1) 新築校舎の建築に当り、教室等の面積が従来の教室と比較しても縮減に及ぶようになっていま  
すが、以後の建築にあたっては、従来の面積は少なくとも確保されたい。
- 既に狭い通路で建築されている学校では、小人数の学級として扱われたい
- 西乙別「教室・廊下・天井の設置」
- (2) 既設校舎の改修・改修、および改修した校舎の改修の更新を速やかにおこな  
われたい。また、その際には意見を充分尊重されたい。
- ① 校舎の新築・改修・改修
- 新築： 鳥羽定「格技場・給食室・芸術教室の増」西舞鶴「運動部校舎」  
乙別「教育相談室・図書室」 亀岡「図書室・11教室」  
改修： 松立「校舎」 百舞校「食堂」 久美浜「第1棟木造部分」  
久美浜「用務員室」 新野「本館」 西舞鶴「本館・体育職員室・」  
練部「西校舎：体育館」
- ② 体育館の新・改修
- 新築： 東舞鶴「第2体育館」 大工「第1体育館」 新野「格技場」  
練部「東校舎：格技場」  
改修： 豊中校 大津「第2体育館」 亀岡「体育館」  
改修： 嵯峨野 新野「小体育館の改修と便所・更衣室の設置」  
嵯峨野「体育館・格技場」 洛水「格技場の増設・校舎の増」  
行田施設： 洛北定「定時制職員室」 東宇治「倉庫-----倉庫を叫びする」  
③ グラウンドの等の設置校舎
- 久美浜「校舎」 新野「分校のグラウンドの校舎・整地」 与野の池「校舎・整地」  
洛北定「格技場の改修」 東宇治「改修」 百舞分校「プール」  
東舞鶴「第2グラウンドの改修・プールの付加校舎の設置」  
中丹養護「砂場：養護・部使用」 東校「第2グラウンド」

- 加悦谷「サッカークラブ練習用のコンクリート型、テニスの防球ネット」
- 神崎義達「グラウンド・体育館・温水プール（新建築利用）」
- 神崎義達北沢「グラウンド・体育館・温水プール・畑」
- 須知「グラウンドの排水」 旭山義達「グラウンドの拡張・水垢調整室・プール」
- 大津「グラウンドの拡張・敷地」 竜岡「グラウンド拡張・東校舎跡地に」
- 西宇治「グラウンド拡張；テニスコート西へ、トニシノグラウンド」
- ④ 特別教室等の新築・改築・改修
- 西乙訓「音楽室・視聴覚教室の防音工事」 与謝野「理科室・図書室」
- 古神「校門前利用の生徒用通室」 須知「社会科教室・視聴覚室」
- 緑部「東校舎：音楽・視聴覚・図書児童教育教室の設置、保護室の拡充、農林関係の施設の改善」
- ⑤ クラフボックスの新・増設・改築
- な津「文化クラブ用」 網野「改築」 加悦谷「増設」 格木 格西
- ⑥ 水垢分庫・校庭所
- 北沢「トイレにしかない」 中丹義達「グラウンドに」 久美浜「新・4棟に」 格木 旭山
- ⑦ 張り屋下等の改善
- 北沢 東宇治 与謝野の池「高等部校から労働教育校へのスロープ」
- ⑧ 直接要請から来る生使用のロッカー
- 格木 北沢
- ⑨ 照明設備
- 格木北沢「自転車置き場・クラフボックス周辺」 島野定「グラウンド」
- 石原「図書室等」 東神崎分庫分校「グラウンド」 古津「体育館」
- ⑩ 自転車置き場
- 西乙訓 網野高校間人分校「自転車置場」
- ⑪ 冷暖設備
- 石原「視聴覚教室」 神崎義達「視聴覚室の教育を保障するため」
- 生使用トイレの設置
- 東神崎「新体育館に」 大江「グラウンドに」 中丹義達「校舎外に」 西神崎
- ⑫ 生使用更衣室
- 旭山 須知 旭山
- ⑬ 寄宿舎の施設・設備
- 与謝野の池義達「静養室・学習室・職員室の拡張、風呂場・更衣場の改修」
- その他
- 西乙訓「屋上を安全に使用できるよう改善（グラウンドが狭い）」

- 石原「校門前にカーブミラーの設置」 与謝野「実習田・実習畑の購入」
- 与謝野の池「校門前の坂道に聴覚教室の設置」 久美浜「農林施設・設備」
- 神崎義達「災害時の避難場所」 神崎義達北沢「災害時の避難場所」
- 格木「排水：昇降口・校門」 須知「農林関係の施設」
- 旭山「自転車庫周辺の舗装、工芸教室の防音設備」 西宇治「相模寮」
- 緑部「東校舎：井筒大橋西詰に防音壁、職員室にガス・水道」
- 校舎の新・改築にあたっては、現場教員の見解・要望を尊重に聞き入れ、実現すること
- ③ 校舎の新・改築
- 西乙訓 中丹義達
- ④ 設備の充実
- 西乙訓「音楽室の充実、電話マシナを学校と同型聴覚教育者家庭へ設置」
- 日向が丘「リフトつきのバス」
- ⑤ 南校舎・東校舎を大幅増設し、教育活動に支障なきようはかられたい。
- 石原「東校舎・南校舎への拡張の大幅増設……広域の家庭訪問等に正当な教育活動を保障しよう」 格木
- ⑥ 寄宿舎の設置
- 南山校義達
- 2 通学路等、地域の教育環境の改善について
- (1) 生徒の通学を保障するため、以下の要求に応じられたい。
- ① 通学路通学生の交通安全の確保、公費助成の拡大をはかられたい。
- ② 国鉄の分庫・民営化を背景にした、生徒の通学にさしつかえる各線車・小紙機・新線の新入化、ダイヤ変更、新線運賃に反対し、旭山山脈道管理局に申入れをおこなわれたい。
- ③ 市営・民営の公共交通機関の改善について、関係局・会社に要請されたい。
- 7 夜間定時制通学生の下校時の通学用の公共交通機関の確保
- 格木北沢校定時刻（市バスの増設）
- 4 バス路線の新設・延長
- 北沢校（市バスの延長） 格木「バス停の設置・コースの新設」
- ⑨ 通学路の整備のため、関係局庁に要請されたい。
- 北沢「校門前の道路の整備」 島野定「校門前の道路1号線の安全に繋がる設備、九条～十条の照明の改善」 日向が丘「学校の近くの新しい道路に信号機の設置」 久美浜「通学路の整備」 格木
- ⑩ 教育環境整備のため、以下の要求について関係局庁に要請されたい
- 格木「横大路のモール建設反対」

# 3 4 年 末 府 教 委 交 渉 の 結 果

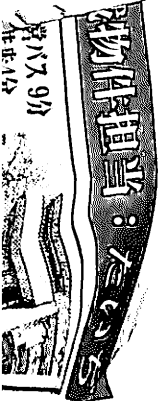
NO. 1

| 要 求 項 目                                                                     | 1 1 ・ 2 8 府 商 府 教 委 交 渉 回 答                                                                                                                        | 12.5期教組・12.15 府商府教委交渉、その後の結果                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (1)教育費（二）表2等級の身体を、39号まで伸ばせ（身体的には39号の15ヶ月昇給を12ヶ月昇給に、特1等級を18ヶ月昇給を12ヶ月昇給にすること） | 当初は、① 小中との均衡を出す。② 国からの厳しい措置があるなど、理由に要望に応えるのは困難との回答がありました。しかし、定期昇給の基本的な考え方に基づく、進捗ある段階と、義務制との実態上の「逆格差」の改善を放置してきた責任の追及によって、何らかの措置がとれないと批判することをお返しました。 | 伸ばすということは、給与制度の根幹にかかわるのでできない。<br>不合理是正                                    |
| (2)非常勤教員員の期間の引き上げ                                                           | 非常勤教員の給与との均衡を考慮して運動させて改定することを回答。                                                                                                                   | 非常勤教員の給与改定に際して改定する別紙の回答                                                   |
| (3)産休・病休代替補面を臨時任用に                                                          | なんとか60年度から実施できないか財政当局とツムをすることを約束しました。                                                                                                              | 産休代替の教員を臨時任用に改善<br>4月1日実施                                                 |
| (4)臨時資金表適用者の初任給上位制限を撤廃                                                      | 臨時資金表適用者の初任給の前歴計算は、他の職組と比較しても有利であり、他の職組と矛盾を生むことを理由に、改善はしにくいと回答。しかし、府教委が43才まで採用の条件にしておきながら、その初任給については、15万円にしかならず、生活保護基準に満たない場合もあることなどを例にして追及しました。   | 1・1 不合理是正 4・1                                                             |
| (5)児童児童学校児童を臨時資金表適用者へ支給                                                     | 当面、特勤手当の改善のため積極的に努力したいと回答。                                                                                                                         | 特勤手当の増額で少しでも改善したい<br>1月1日実施                                               |
| (6)特別勤務手当を増額せよ                                                              |                                                                                                                                                    | 別紙のように改善したい<br>緊急補導業務の適用拡大については、時間を細分化し、運用することによって該当する事例を増やしたい。<br>1月1日実施 |
| (7)生徒による物損に対する補償措置                                                          | 当面、被害児童学校のメカネの毀損に限ってならんからの措置を講じるため努力したいと回答しました。                                                                                                    | 府立の児童児童学校でメカネの毀損について上限3万円として制度化したい、上限3万円は低いという面もあるが、制度化でた点をみてほしい。4月1日実施   |

(資料 9)

| (3) 日額給費の増額                                                                                    |                                                                                     | 別紙のように改善し条例化する<br>1月1日実施            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| (3) 前年度決算の繰越切りすてをやめ、月額に応じて見納させよ                                                                |                                                                                     | 給与制度の根柢にかかわる大きな問題なので、今後引き続き検討していきたい |
| (10) 実習助手・「案母」に教育職(二)表2等級の適用、当面「わたり」の実施                                                        | 既しい状況にあるので大変困難だとしながらも、調査・検討を約束しました。                                                 |                                     |
| (11) 行政職員等の2等級への「わたり」                                                                          | 国からの既しい情報もあり改善は非常に困難であると、前進の方向を示しませんでした。                                            |                                     |
| (12) 行政職員等退職者の賃金改善については、当面、組合・教育委員会・人事委員会の三者協議の促進                                              | 三者検討委員会の再開の方向を確認しました。                                                               |                                     |
| (13) ゆきとといった教育実践のため、研修費月額1万円を全教職員に個人課しで支給                                                      | 研修の必要性はよく解るが給与とみなされるのでできない、別ワラの図書品費として学校へ下す方向などを検討する。                               |                                     |
| (14) 市立学校の事務部設置等に関する規則の昭和59年4月1日の「改正」(管理事務部長制)について、<br>①管理統制の強化に結びつく規則の適用はおこなわないこと<br>を明確にされたい | ①今の規則はあくまで、各学校の事務の効率的な遂行を目的とするものであり、現状を承認するという立場でおこなったのであり、管理体制強化のためではないことを再確認しました。 |                                     |
| ②図書館司書については、服務にかんする「事務職員等」の「等」から外されたい                                                          | ②各学校において、図書館司書の職務と服務の境目が異なっているところがあるので、「事務職員等」から図書館司書を外す方向で校長会で整理したいと回答             |                                     |
| (15) すべての職場に職員用の休養室・男女別更衣室・男女別トイレの確保                                                           | 校舎の新・改築の機会に整備しているもので、今後も機会をとらえて改善していきたいと従来の無責任な態度を繰返しました。                           |                                     |

|                                                 |                                                                                                                                                      |                                                                                               |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (18) ボイラー業務の民間委託化については、4点の課題にもとづき実施されたい         | 11/9に学校の意見・要望を十分聞いて、業者と契約したと回答がありました。これについては、民間委託化は労働条件にかかわる内容であり組合との確認にもとづいておこなうべきであることを確認し、同時に昨年度の実施の際にもその事を確認してきていっていると追及し早急に管理課との交渉を持つように申入れました。 |                                                                                               |
| (17) 学級定員を減らすという要求について                          | 「それに逆行する形で46人学級を11月23日に発表し、負担をかけることについては申し渡さないが、お願いしたい。」と無責任な回答を繰り返しました。                                                                             |                                                                                               |
| (18) 教職員・生徒定数等の改善について                           | 第4次高校定数改善計画が財政再建のために凍結されていて、学級定員や教職員定数の改善が非常に困難になっている。しかし、多数科を担当しなくてもよいように定数を確保するため努力したいし、小規模学校の教育を保障するための加量教職員の確保についても従来同様努力したいと回答しました。             |                                                                                               |
| (19) 既設校の校舎の改修・改修、および移転したり拡張した設備の更新を速やかにおこなわれたい | 現在、工事中の新設校が7校あり、既設校の改善が不十分になっていることについては申し渡さないと思っている。                                                                                                 |                                                                                               |
| (20) 看護休暇の拡大                                    | 非常にむずかしい                                                                                                                                             | 附保の実状も注目し調査し、前向きに検討している。ケースによっては引き続き相談していく。現行30日以内の承認欠勤に、新たに看護休暇制度の創設は困難。これにかかわる事例については相談にのる。 |
| (21) 検部制度の改善について                                |                                                                                                                                                      | ①尿検査 現行30日以上を希望者全員に<br>②成人病検診の血液検査<br>現行4年に1回を希望する人には毎年<br>(市立学校のための現型)                       |



年末・年始の宿日直勤務に対する特別措置(含、農場施設管理業務)

- (1) 12月29日～1月3日  
① 一般職員 6,000円～6,500円  
② 宿日直専任者 5,200円～5,700円  
(2) 12月28日、1月4日の措置(半日直)  
① 宿日直専任者 2,100円～2,350円

特殊勤務手当の改正案の概要  
(昭和40年)

[illegible]

日額旅費新旧対照表 (昭和46年1月1日實施)

[illegible]

注) 食料料は、上記区分による漁業試験、監視、取組調査等に  
従事した場合に支給する。

### 非常勤職員の賃金改善について

- (1) 高校の専任教員・講師及び教員の臨時的主任・主任のほかに  
( ) 内は常勤講師 ( ) 内は定給料外
- (2) 時間講師 (週1時間・月当たり) 5,950円+6,150円 (84・11・1)
- (3) 特別講師 (週1時間・月当たり) 8,400円+8,700円 (84・11・1)
- (4) 分掌専任講師 (週1時間・月当たり) 8,400円+8,700円 (84・11・1)
- ※ 中・高・短期大学、短大教員が制度及び定期定時制に適用、在席常勤講師に適用以上の特  
別支給は、6か月以上、契約の非常勤講師に適用。但し、時間講師との差額は、  
7月・12月・3月に一括支給。
- (5) 定期講師 (月額) 110,600円 + 114,400円 (84・11・1)  
(155,800円 + 161,200円) (85・1・1)
- ※ 寒假期間6か月以上の者は ( ) 内の特給を適用、( ) との差額は、7月  
12月・3月に一括支給する。高校の専任教員に適用。
- (6) 非常勤事務員・用務員 (月額) 86,300円 + 89,300円 (84・11・1)  
(121,600円 + 125,800円) (85・1・1)
- ※ 定期講師 (後) に同じ。
- (7) 職員室内業務補助員 (月額) 49,000円+50,700円 (84・11・1)
- ※ ア・ワ・ウ・「100円」を、とす。
- (8) 宿日直専任者 (日額) 3,700円+3,900円 (85・1・1・1)
- (9) 非常勤算付 (一泊額) 6,450円+6,700円 (84・11・1)
- (10) 非常勤特別管理員 (日額) 3,400円+3,600円 (84・11・1)
- (11) 非常勤給食 (日額) 6,450円+6,700円 (84・11・1)
- ※ 北茨城高校寄宿舎に適用
- (12) 臨時給食調理人 (日額) 4,750円+4,950円 (84・11・1)
- (13) 図書相談員 (月額) 110,600円+114,400円 (85・4・1)
- (14) 通付制講師
- (1) 1単位 (月額) 3,500円+3,600円 (84・11・1)
- (2) 差 割 (月額) 150円+ 170円 (84・11・1)
- (3) 延 滞 制 (月額) 150円+ 170円 (84・11・1)
- (4) 教 諭 (週1時間・月当たり) 107,100円+110,700円 (84・11・1)  
(89,250円 + 92,250円)
- (5) 専任講師 (月額) 110,600円+111,400円 (84・11・1)
- (6) 実習指導員 (月額) 110,600円+114,400円 (84・11・1)
- (7) 算 付 (1時期) 625円+ 650円 (84・11・1)
- ※ 専任講師・実習指導員は、月額の日報計算となる。
- ※ 教諭は18時間分、但し ( ) 内は15時間分

(資料10)

- 136 -

(資料1)

- 137 -

府高八五春閣の構想と方針（第一次案）

## 一 八五春闘をめぐる情勢の特徴

臨調路線のもとでますます深刻化する労働者・国民の生活

1 人勸業館 使切りによる公費資金の切下げと、それを最大限に活用し、資金配分政策のもとで、実質的な処分権行使下し、その資金上乗率の十倍に達せよと負担の限界を越へてある景観、畑山岸、臨調機にともなふ福祉、教育のみずて、地方自治体に対する補助金の大幅カットなどともなる教育負担増によって希望は増大し

ています。

農産物法改悪、樹金の引き上げと輸出引けをおこなう金港と共済  
組合法改悪運動など、随所随所は国民生活を攻撃しています。

二 八五年度予算案は、以上の事態を深刻なものにする端で反国民的なものとなつて、二億四千億の赤字を宣告する。財界に寄生する腐敗的買収、エロペーリナ

3 し、民生生活に甚大なる影響をもたうことは必らず、  
 うら、大企業は大企業の利益をめぐつて、労働者の利益は先達上義國の命令を大きく下すまい、これは、華商相場の引く抑制が強い。

二 平和と民主主義への攻撃もますます激化

[illegible]

うち1％分の機密で、核廃止の目と人との心を大々啓蒙して、核廃止に至っています。

2 日米安保体制のもと、中曽根内閣は「連帯防衛」を唱え、「軍事力均衡」と「核抑止」

列島を文字とり「核の最終線基地」とさせてきています。

を公然と露現し、核攻撃指令通信基地の強化、F-16核戦闘爆撃機の新配備など、いかにこの核攻撃態勢を強化しようとするか、と

3 民主主義に於ける立場は、国民に平等を主張し、国民の権利を保障し、国民の自由を尊重し、国民の幸福を追求するものである。この立場から、国家権力の行使は、国民の利益のためにのみ行われなければならない。国家権力の行使は、国民の利益のためにのみ行われなければならない。国家権力の行使は、国民の利益のためにのみ行われなければならない。

二、教育環境の教育臨場支援

1 中尊根内閣は教育においても「戦後政治の継承」の教育版として「教育基本法」

早稲川を企て、環状道路沿線にも、この教育施設を自設し、その  
に活力を与えようとする教育施設をお願いします。

2 教育施設沿線の重要な柱である施設（臨時教育審議会）は、急ぐホの建議を展

い、十二月には四つの協会を創設し、地方分會を設け、その科別講習會、  
改革」を發行しようと預てきています。

四 労働者、國民をうらぎる労働組合の存在は経済政策の主要な中核である。自民党の組織政策での大敗後、いさちく自民党と連合した新自由クラブをはじめ、自

「等と彼等上合議を唱える」方で、健康保険法や年金法案の改訂に口では反対と言  
ひ、然るに彼等が「健康保険法を改訂するに必要なら、我々も改訂する」といふので、  
的報告を形成して、まず、彼等が「健康保険法を改訂するに必要なら、我々も改訂する」  
の報告を形成して、まず、彼等が「健康保険法を改訂するに必要なら、我々も改訂する」

この審判構想と方針は  
草案です。これをたたき  
台にして職場で積極的  
に討議して、意見を本部に  
集中してください。最終  
的に構想と方針を決定す  
るのは二月中旬です。

物件担当：たいち  
 月入9分  
 生計4分

六 「東京宣言」「日本憲法再申明」の模倣的意義を活用し、模倣のない平和な日  
 教育条件の整備で、ゆきといふ教育をめざす  
 五 教育時間、京都の信託教育制度改訂を促進し、四〇人学級、高級教育をはじめとした  
 四 父母、府民諸團體、民間労組等と連帯し、要求だもつて多様な民間教育を開展させる  
 三 要求を達成し、知事選権を握りめざす際、歩上る準備  
 二 要求を達成し、地域での村治運動、選挙の展開の強化で、まず統一の力の拡大、強  
 一 体となつた全民政治運動を許さず、その国民常備の結束をめざす準備  
 福祉、教育の増進を基本とした運動を進め、今年こそ政治、自民党や燕斗、大衆と一  
 利をとする國民的な実現を準備し、  
 全国の労働者、国民と連帯して闘争で、大體實現せざればいかなる者、國民の生活、維  
 二 私たちのめざす「日本憲法」

- ① 要求実現運動の展開の順序  
まず、また、分會から庶政課に直接陳情行動をおこし、学校長から要求書が提出され、校長交渉や要求実現運動の根本に達し、学校長から庶政課の要求書が提出され、校長交渉をおこなうことになり、回答を受ける。
- ② 要求実現運動の展開の順序、交渉  
要求実現運動の展開の順序は行政機関へ申請、交渉をおこなうことになり、回答を受ける。
- ③ ④ 様々な人々を展開します  
要求実現した人々を中心に、全教職員の手を組織します。
- ⑤ 要求実現した人々を中心に、つぎは協議、過程を事務局員に知らせます。
- ⑥ 要求実現した人々を中心に、つぎは協議、過程を事務局員に知らせます。

- 141 -

常バス9分  
生中4分

資料(15)

S55.1.1以後—本人 42.075 府県 42.075 14 15.85 (但し、府県並組)  
57.925

51.925

公立学校経済組合の長期財源率引き上げ反対に関する申入れ

(資料 14)

100

(資料 16)

[illegible]

(資料16)

京都府教育委員会当局と京都教職員組合とは、職員の定年制の実施について、左記のとおり覚書を交換する。

記

1. 定年制実施日  
昭和六〇年三月三十一日とする。
2. 定年退職日  
毎年、定年年齢に達した日以後、最初の三月三十一日とする。
3. 定年年齢  
(1) 府立学校の用務員及び技能員（以下「協約職員」という。）は、六二歳とする。  
(2) 府立学校のその他の教職員及び市町村立学校の府費負担教職員（以下「一般職員」という。）は、六〇歳とする。
4. 協約職員の定年年齢を六三歳とすることに伴う措置  
(1) 激愛緩和措置  
協約職員については、従来の特選年齢等を考慮し、昭和六〇年三月三十一日現在の年齢に应じ、昭和六二年三月三十一日までの期間に限り、それぞれ次のとおり退職日を延長することができるものとする。
5. 定年年齢未満退職者の退職金  
経過措置  
定年年齢未満であつて五〇歳以上の職員または勤続期間が二〇年以上の職員が、三月三十一日に退職する場合の退職手当については、当分の間、従前の特別退職措置要綱（以下「特選要綱」という。）の例により支給する。  
（適用年齢については、毎年、一般職員は五九歳以下、協約職員は六二歳以下とする。）  
この場合においては、特選要綱に定める特別措置（四月一日が定期昇給期となっている者か、三月三十一日に退職する場合の特別昇給一号加算措置。以下同じ。）も含めるものとする。
6. 定年退職者の退職手当上の経過措置  
定年退職する場合の退職手当の支給については、国の基則（勤続期間が二〇年未満は三条、二〇年以上五年未満は四条、五年以上は五条適用、特別昇給は、二〇年未満一号、二〇年以上二号）どおりとする。  
ただし、昭和六〇年三月三十一日現在五〇歳以上である職員（同日現在五〇歳以上の国、他府県等の職員で引き続き職員となった者を含む）が定年退職する場合の退職手当については、従

- 前の特退要綱の例（勤続一〇年未満は  
 四条、一〇年以上は五条適用、特別昇  
 給は一〇年以上二〇年未満一、二〇  
 年以上二五年未満二、二五年以上三  
 号）により支給する。  
 この場合においては、特退要綱に定  
 める特別措置については、適用しない。  
 7. 協約職員の退職手当上の経過措置  
 次に掲げる年齢で退職する協約職員  
 の退職手当の支給については、それぞ  
 れ次のとおりとする。  
 (1) 昭和六〇年三月三十一日及び昭和六  
 一年三月三十一日に六五歳で退職する  
 職員並びに昭和六二年三月三十一日  
 に六五歳及び六四歳で退職する職員  
 右記6.の定年退職者に対する措置と  
 同様とする。  
 (2) 昭和六〇年三月三十一日及び昭和六  
 一年三月三十一日に六四歳及び六三歳  
 で退職する職員、右記5.の定年年齢  
 未満退職者に対する措置と同様とす  
 る。  
 8. 特退年齢超過者に対する退職手当上  
 の措置  
 特退年齢を超えて在職している職員  
 （一般職員は六一歳以上、協約職員は  
 六六歳以上）が、昭和六〇年三月三  
 十一日に退職する場合の退職手当の支給に  
 ついては、普通退職扱いとし、従前の  
 特別昇給措置（勤続期間二〇年以上二  
 五年未満一、二五年以上三号）に更  
 に一号給を加える。  
 9. 勤続期間二〇年の保障措置等  
 昭和六〇年三月三十一日または定年退  
 職日において、勤続期間が二〇年に達  
 しない別表に掲げる職員（定年年齢超  
 過者を除く。三七号）については、そ  
 の者の選択により、次の措置を行うも  
 のとする。  
 (1) 二〇年に達するまで退職日の延長  
 を希望する場合  
 勤続期間が二〇年に達するまで二  
 年間の範囲内において退職日の延長  
 を行う。  
 (2) 二年の退職日の延長をおこなって  
 も、二〇年に達しない場合で退職日  
 の延長を希望する場合  
 二年の範囲内において退職日の延  
 長をおこなう。  
 (1)及び(2)の場合、退職手当の支給  
 については、普通退職扱いとし、一  
 号給の特別昇給の加算措置を行う。  
 (3) 二〇年に達しないが定年で退職す  
 る場合  
 退職手当の支給については、特退  
 要綱に定める特別措置を適用する。  
 10. 将来の退職条件問題  
 右記5.の定年年齢未満退職者に対す  
 る経過措置及び右記6.の定年退職者に  
 対する経過措置については、今後必要  
 な段階で再度協議するものとする。  
 昭和五九年七月二十四日  
 京都府教育庁  
 管理部長 吉田茂雄  
 京都府立高等学校教職員組合  
 書記長 徳田重樹

一府立学校現業職員のみなさんへ

一九八十年十一月に国会で强行採決によって成立せられた法定年齢法によって、来年の八五年から各府県でも法定年齢が実施されます。そして、ほとんどの府県ではこの二・三月に採決されてきましたが、京都府では二月、五月と交渉を重ね六月二日の府政交交渉において、六月府議会で条例化に向けての「暫行同意」がなされました。

特に、この定年制法によると京都市の現業職員は（東京特別市職員）定年令が六十五歳であるから、これは六十三年三月三十一日なるため、勤務できる年数は二年間切り下げられ、而して年齢にならなるとなつて六十二歳から最晩任期（従来は六十三歳から）止れるという既得権の一重・二重の剥奪せられることになるといふのでした。現に、全面的には自治体等の殆ど『指導』であつて、今回の定年制の発効の中で、定年年令は六十歳に押さえられ、それに之を納税規定を増徴してゐるところで、そのき換へてはその資金繰りの切り下げを伴ふといふた點になつてゐます。

又、このような政府の協力の指導や発展の状況の下で、京都府・府政委員、一般職員同様に十分現業職員については二月・五月と四回に達つて、退職条件の一方的な切り下げにつながらぬ回答を繰り返して居ました。

府教育學部助理委員会は、この様な事態を預知して京教組の交渉に参加しても、二月の賃金と三月、四月、五月十六日、五月二十六日には二十五分間から四十分の参加を得て、現業員会としての府教室交渉を油目のとりくみも置ねてきました。五月二十六日には二十五分間から四十分の参加を得て、府教室交渉を持ち、具体的生活実態に基く生の声を府教室に集中し、府教室に議案条件改善の決意を促しました。

結果に、六月二日の京都市・府政交渉で、既得権の完全確保という点からみれば不十分は残しつつも、既得権を守るために、その後の京都市・府政交渉で、その内容は全般的に見れば、最高水準のものとなっています。このような結果を生ずたし、多くの手たてを回答せました。その内容は全般的に見れば、最高水準のものとなっています。このような結果を生ずたし、た方は、現案議員の日頃の教育をうけてもたず、その内容を全面的に見れば、最高水準のものとなっています。このような結果を生ずたし、でした。

全面的には六月府議会では既得権化されるが、今回の京政を巡り、九月府議会に持越したとしても、今回の回議上するものは維持することができ、全般的に巨を添ひるゝが、既得権の大綱な調整を許すことにもなりかねない。

現職議員に対する攻撃は全国的にも特になく、採算も定年今年令の一般議員並（六十歳）化・選挙資金の乏しき、且選挙費の民間委託化等が考えられます。私たちは六月三日の回答の内で反撃すると同時に、その成果を将来に渡って守り、もつと同時に、臨調・「行革」路線のなかでおこる様々な政策被害ない力を防げるため、現職議員一人の残存組合へついても、府県現職議員の要求に基づく組合活動をおこない、府県議員会としての闘う力をつける必要があります。

京都府立高教組学曜部現業委員会  
代表委員 下森孝行

一九八四年六月八日

ち向える府商現業委員会を作りましょう。



(資料22)  
昭和60年度教職員人事異動方針について(通知)

九教職第三四九号

昭和五十九年二月二十八日

各市町村組合

教育委員会委員長 殿

各府立学校長 殿

京都府教育委員会委員長 川本 邸

右記のことについて、別紙のとおり決定されたので通知します。

1. 左記事項に留意のうえ、別紙人事異動方針を教職員に周知徹底させることにも、教職員の適正配置と円滑な交流に努め、もって所期の目的が達せられるよう人事異動の適正な執行をお願いします。

記

1. 基本的事項

(1) 小・中学校にあっては市町村教育委員会、府立学校にあっては校長との連携を密に行う。

(2) 教職員個々の積極性や意向を把握して行う。

2. 具体的事項  
教職員組織の充実刷新と指導体制の強化を図るため、異動を推進する。また、学習指導や生活指導に課題を

持つ学校については重点的な人事配置を推進するとともに、とりわけ同和教育へき地教育をはじめ本府立学校教育指導の重点に基づく教育の推進のため指導体制の強化を図るものとする。

(1) 管理職人事

ア、管理職は、特に指導能力、識見及び勤務実績を重視し、全府的教育に立って適任者の登用に努める。

イ、各学校における教育活動のいっそうの充実を図るため、広域的な異動を促進するとともに、学校種別間及び課程間の交流に努める。

(2) 一般教職員人事

ア、小学校にあっては、原則として同一校に職六年以上の者、中学校及び府立学校にあっては、原則として同一校に職一〇年以上の者について計画的・積極的に異動を行う。

イ、小・中学校における教職員の適正配置を図るため、各教育局所管区域にとらわれることなく、隣接教育局管内の市町村への異動のほか、全府の見地から広域の異動に努める。ウ、府立学校における教職員組織をひとしく充実するため、地域内の異動を行うほか、広域の人事交流を促進する。

特に、新設校については、経験豊かな教職員を配置する等指導体制の充実を図る。

エ、地域における障害児教育のいっそうの充実を図るため、障害児学校と小・中学校との交流に努める。

3. 留意事項

(1) 通勤可能地域は、片道の通勤時間が一時間半程度とする。

(2) 発令日の七日前に、小・中学校にあっては市町村教育委員会、府立学校にあっては、校長を通じて本人に内示する。

(3) 異動について不服のある場合は、内示後三日以内に、小・中学校にあっては市町村教育委員会、府立学校にあっては校長を経て申し出させる。

(資料23)  
昭和60年度教職員人事異動方針

京都府教育委員会

本府立学校教育指導の重点に基づく教育の充実といっその推進を目指し、適正な人事異動を行う。

そのため、特に、本年度の重点事項は次のとおりとする。

1. 教職員一人一人の力量を高め、豊富な教育経験を得させるための異動を進める。

2. 教育を進める体制の確立を図るため、指導力豊かな管理職の配置に努める。

3. 学習指導や生活指導に課題を持つ学校については、重点的な人事配置を推進し指導体制の強化を図る。

4. 小・中学校及び高等学校については、地域間・課程間交流に努め、併せて障害児学校との交流を図る。

5. 児童生徒数、学級数の変動に応じた教職員組織の確立を図る。

(資料24)  
昭和五九年度 特別退職措置要綱

1. 目的

この要綱は、人事の刷新を図るため年齢等からみて適当と考えられる者の退職について、職員の退職手当に関する条例(昭和二年京都府条例第三〇号。以下「条例」という。)として取り扱う場合の基準及び退職手当に係る特別措置を定めることを目的とする。

2. 適用教職員の範囲

この要綱を適用する教職員(以下「適用教職員」という。)の範囲は、公立学校(府立の大学を除く。)の教職員(市町村費支弁職員を除く。)で、次の各号の一に該当し、かつ退職の承認を受けた者とする。

(1) 三月三十一日において、年齢が五〇歳以上六〇歳(現業職員協約給料表適用者については六三歳)未満の者

3. 退職手当の額

適用教職員の退職手当の額は、その者の次の各号に掲げる勤続期間、または年齢に応じた当該各号に掲げる額とする。

(1) 勤続期間が二五年以上の者、または年齢が五〇歳以上で勤続期間が一

〇年以上の者

条例第五条の規定の例により計算した額

(2) 前号以外の者

条例第四条の規定の例により計算した額

4. 特別昇給

適用教職員のうち、特別昇給をさせることが適当と認められる者については、その者の次の各号に掲げる勤続期間に応じ、当該各号に掲げる号給数を退職の日に移給させるものとする。

なお、退職発令の日から引き続き勤務したと仮定した場合に、四月一日付で昇給することとなる者については、別に一号給上位に移給することとなる者については、別に一号給上位に移給させるものとする。

(1) 勤続期間が一〇年以上二〇年未満で勤務成績が良好な者、一号給

(2) 勤続期間が二〇年以上二五年未満で勤務成績が良好な者、二号給

(3) 勤続期間が二五年以上で勤務成績が良好な者、三号給

5. 退職額の提出

適用教職員は、退職額を指定期日までに、所属長を経て任命権者に提出するものとする。

6. 退職発令日

退職を承認した者については、三月三十一日付で退職発令を行うものとする。

7. 退職発令日の特例

(1) 第五項に基づき退職額を提出したにもかかわらず、その承認を受けることができなかった者については、その承認の事由がなくなった日にこの要綱に定めるところによる退職

の取扱いをするものとする。

(2) 第五項に定める期日までに死亡した場合は、この要綱に定めるところによる退職の取扱いをするものとする。

8. その他

この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(資料25)

「当分の間」とは、五〇才以上、同程度の将来にわたって保障である。それ以上の将来の問題については、今後の社会情勢の変化・他府県の状況等をも踏まえ、その段階で再度協議することとする。

(資料25)  
**定年退職者等に対する退職手当の取扱  
 いについて(通知)**

○教職第二号

昭和六〇年二月一日  
 各府立学校長 殿  
 京都府教育委員会委員長  
 川本 郎

職員の定年等に関する条例(昭和五九年京都府条例第五七号)の制定については、昭和五九年八月九日付け、九教職第一四九号で通知したところですが、退職手当等は左記により取り扱いますので、該当教職員に周知いたくともに事務処理に遺漏のないよう願います。

1. 定年による退職  
 職員は、別表に掲げる定年年齢に達

した年度の末日(三月三十一日)をもって退職するものであること。

2. 定年退職者の退職手当の経過措置  
 昭和六〇年三月三十一日現在五〇歳以上である職員(同日現在五〇歳以上の国・他府県等の職員で引き続いて職員となつた者を含む)が定年退職する場合の退職手当については、従前の特別退職措置要綱(以下「特選要綱」という)の例(勤続一〇年未満は四号、一〇年以上は五号適用。特別昇給は一〇年以上二〇年未満二号、二〇年以上二五年未満二号、二五年以上三三号)による。

ただし、特選要綱に定める特例措置(四月一日が定期昇給期となつていて、三月三十一日に退職する場合の特別昇給一号加算措置)は適用しない。

3. 定年年齢未満退職者の退職手当の経過措置  
 定年年齢未満であつて五〇歳以上の職員又は勤続期間が二〇年以上の職員が、三月三十一日に退職する場合の退職手当については、当分の間、従前の特選要綱の例による。昭和六〇年三月三十一日に退職する者については、別途通知する「昭和五十九年度特別退職措置要綱」による。

4. 特選要綱超過者に対する退職手当の措置等  
 特選要綱を超えて在職している職員(協約職員(用務員及び技能員をいう)以下同じ。六六歳以上、一般職員(協約職員以外の職員をいう)六六歳以上)は、昭和六〇年三月三十一日に退職するものであるが、この場合における退職手当については、普通退職扱いとす。特別昇給については、次のとおりとする。

- (1) 勤続期間 一〇年以上二〇年未満一号給  
 (2) 勤続期間 二〇年以上二五年未満二号給  
 (3) 勤続期間 二五年以上三三号給  
 定年退職者及び特選要綱超過者の退職手当等に関する提出書類等  
 定年退職となる者及び特選要綱超過者については、年給を確定し、退職となることを周知すること。  
 なお、退職手当等に関する提出書類については、別途通知する特選要綱適用

用者と同様とする。(退職額は不要)

| 定 年 年 齢 |           |         |
|---------|-----------|---------|
| 区 分     | 適 用 給 料 表 | 定 年 年 齢 |
| 一般職員    | 教育職給料表(2) | 60 歳    |
|         | 行政職給料表    |         |
|         | 医療職給料表(2) |         |
| 協約職員    | 現業職員協約給料表 | 63 歳    |

府費負担教職員に係る定年退職者等の退職手当の取扱  
 い等について(通知)

1. 定年による退職は、定年年齢(六〇歳)に達した年度の末日(三月三十一日)をもって退職するものであること。  
 2. 定年退職者の退職手当の経過措置  
 昭和六〇年三月三十一日現在五〇歳以上である職員(同日現在五〇歳以上の国・他府県等の職員で引き続いて職員となつた者を含む)が定年退職する場合の退職手当については、従前の特別退職措置要綱(以下「特選要綱」という)の例(勤続一〇年未満は四号、一〇年以上は五号適用。特別昇給は一〇年以上二〇年未満一号、二〇年以上二五年未満二号、二五年以上三三号)による。

ただし、特選要綱に定める特例措置(四月一日が定期昇給期となつていて、三月三十一日に退職する場合の特別昇給一号加算措置)は適用しない。

3. 定年年齢未満退職者の退職手当の経過措置  
 定年年齢未満であつて五〇歳以上の職員又は勤続期間が二〇年以上の職員が、三月三十一日に退職する場合の退職手当については、当分の間、従前の特選要綱の例による。昭和六〇年三月三十一日に退職する者については、別途通知する「昭和五十九年度特別退職措置要綱」による。

4. 特選要綱超過者に対する退職手当の措置等  
 特選要綱を超えて在職している職員(六六歳以上、昭和六〇年三月三十一日に退職するものであるが、この場合における退職手当については、普通退職扱いとし、特別昇給については、次のとおりとする。

- (1) 勤続期間 一〇年以上二〇年未満一号給  
 (2) 勤続期間 二〇年以上二五年未満二号給  
 (3) 勤続期間 二五年以上三三号給  
 定年退職となる者及び特選要綱超過者の退職手当等に関する提出書類等  
 定年退職となる者及び特選要綱超過者については、年給を確定し、退職となることを周知すること。

なお、退職手当等に関する提出書類については、別途通知する特選要綱適用者と同様とする。(退職額は不要)

定年退職者等に対する退職  
 手当の取扱い等について

右記のことについて、左記により経過措置を定めましたので、通知します。  
 については、該当者がある場合に、該当者に周知願います。

記

1. 協約職員の定年年齢を六三歳とする  
 ことに伴う措置  
 協約職員については、従来の特選要綱等を考慮し、昭和六〇年三月三十一日現在の年齢に及び、昭和六二年三月三十一日までの期間に限り、それぞれ次のとおり退職日を延長することができるものとする。  
 (1) 六四歳の職員 六五歳に達した日以後最初の三月三十一日  
 (2) 六三歳の職員 六四歳に達した日以後最初の三月三十一日  
 (3) 六二歳の職員 六三歳に達した日以後最初の三月三十一日  
 2. 協約職員の退職手当の経過措置  
 次に掲げる年齢等で退職する協約職員の退職手当については、それぞれ次のとおりとする。  
 (1) 昭和六〇年三月三十一日及び昭和六一年三月三十一日に六五歳で退職する職員並びに昭和六二年三月三十一日に

六五歳及び六四歳で退職する職員  
 定年退職者に対する措置と同様とする。

- (2) 昭和六〇年三月三十一日及び昭和六一年三月三十一日に六四歳及び六三歳で退職する職員  
 定年年齢未満退職者に対する措置と同様とする。

3. 昭和六〇年三月三十一日または定年退職日において、勤続期間が二〇年に達しない職員(定年年齢超過者を除く)については、その者の選択により、次の措置を行うものとする。  
 (1) 二〇年に達するまで退職日の延長希望する場合  
 勤続期間が二〇年に達するまで二年限の範囲内において、退職日の延長を行う。  
 (2) 二年限の退職日の延長を行つても、二〇年に達しない場合で、退職日の延長を希望する場合  
 二年限の範囲内において、退職日の延長を行う。

- (1) の場合、退職手当については、普通退職扱いとし、一号給の特別昇給の加算措置を行う。  
 (3) 二〇年に達しないが、定年で退職する場合  
 退職手当については、従前の特別退職措置要綱に定める特例措置(四月一日が定期昇給期となつていて、三月三十一日に退職する場合の特別昇給一号加算措置)を適用する。

(資料26)

26

(注1)「影響額」は、83年度国費決算額(府県調へ)。  
 (注2)本表の数字は精査の結果異動することがある。

A high-contrast, black and white photograph showing a close-up of a hand with fingers spread. The skin on the fingers and palm appears severely damaged, with visible blisters, peeling, and areas of discoloration, characteristic of a chemical burn. The background is dark and indistinct.

## (单位: 百万册)

(資料27)

## (单位:百万円)

[illegible]

| （使用用途） | （交際関係） | （利用全体） | （同一種別） |
|--------|--------|--------|--------|
| 1.517% | 1.055% | 1.409% |        |

建物損当：たいち  
 昇バス9分  
 生年14位

(資料28)

## 1 目的因子集

| 項 別    | 子 受 領<br>(A) | 回 重<br>(B) | 送 金<br>(C) | 一 般<br>(D) | 59 年 度<br>補助予算(B) | 1959年度 増減率(%) |         |         |
|--------|--------------|------------|------------|------------|-------------------|---------------|---------|---------|
|        |              |            |            |            |                   | (A)-(B)       | (C)/(B) | (D)/(B) |
| 教育施設費  | 17,488,722   | 5,171,745  | 384,266    | 11,721,613 | 18,054,954        | 329.758       | 1.0     |         |
| 小学校費   | 52,675,457   | 24,742,684 | 2,628      | 27,829,821 | 51,205,250        | 1,460,197     | 2.8     |         |
| 中学校費   | 21,200,170   | 14,078,970 | 903        | 17,120,007 | 24,415,266        | 2,825,604     | 8.2     |         |
| 高等学校費  | 20,444,431   | 1,154,978  | 6,588,684  | 22,744,755 | 21,922,297        | Δ1,423,458    | Δ4.5    |         |
| 幼稚園学校費 | 9,059,115    | 2,225,252  | 144,953    | 6,577,810  | 9,118,445         | 940,570       | 11.6    |         |
| 社会福祉費  | 810,283      | 41,442     | 21,568     | 745,835    | 782,703           | 36,860        | 3.4     |         |
| 文化施設費  | 976,274      | 40,135     | 440,210    | 435,739    | 920,604           | 45,670        | 4.9     |         |
| 保健福祉費  | 520,580      | 19,676     | 100,000    | 400,904    | 428,516           | 27,655        | 18.7    |         |
| 合 計    | 142,018,712  | 47,447,465 | 6,233,920  | 84,798,337 | 129,174,054       | 3,845,858     | 2.4     | (7.2)   |

庚申年十一月初三日

全 國 委 員 會

昭和60年度 当初予算主要事項

| 項   | 目                  | 千 円 額          | 計 算 式          | 備 考            |                   |
|-----|--------------------|----------------|----------------|----------------|-------------------|
| 1   | 公立学校の施設整備<br>(13校) | 7,580,000<br>円 | 1,353,000<br>円 | 4,215,000<br>円 | ② 10,735,000<br>円 |
| (1) | 施設改善学校整備費<br>(6校)  | 4,314,000<br>円 | 865,000<br>円   | 2,229,000<br>円 | (5) 6<br>円        |
| (2) | 施設改善学校整備費<br>(14校) | 1,844,000<br>円 | 208,000<br>円   | 1,778,000<br>円 | (5) 6<br>円        |
| (3) | 公立学校改善施設費<br>(1校)  | 76,000<br>円    | 15,000<br>円    | 53,000<br>円    | (5) 6<br>円        |
| (4) | 施設改善学校整備費<br>(2校)  | 1,114,000<br>円 | 267,000<br>円   | 715,000<br>円   | (5) 6<br>円        |

(単位：千円)

## 2 性別別子算

| 区 分 | 60年度当分の予算額(入)別 合 |       | 55年度当分の予算額(出)別 合 |       | 増減額<br>(入)-(出) | 増加率<br>(C)/(B) |
|-----|------------------|-------|------------------|-------|----------------|----------------|
|     | 予算額(入)           | 割合    | 予算額(出)           | 割合    |                |                |
| 人件費 | 128,051,760      | 80.7  | 127,369,271      | 87.0  | 6,682,489      | 5.5            |
| 物件費 | 3,760,668        | 2.6   | 3,621,493        | 2.6   | 139,175        | 3.8            |
| 建設費 | 8,820,644        | 6.3   | 17,022,536       | 8.7   | △3,081,882     | △35.7          |
| その他 | 1,276,740        | 0.9   | 1,160,764        | 0.8   | 115,476        | 9.9            |
| 合 計 | 140,019,712      | 100.0 | 139,174,054      | 100.0 | 3,445,658      | 2.8            |

### 3 子实繁殖

| 子元帳簿                  |            | (B-D)      | (B-E) | $\frac{(B-D)}{(B-E)}$ | $\frac{(B-D)}{(B-E)}$ | ■ | ■ |
|-----------------------|------------|------------|-------|-----------------------|-----------------------|---|---|
| 匯 子 家                 | 53,499,600 | 56,637,200 | 103.7 | 100.5                 |                       |   |   |
| 支 取 所 當 子 家           | 4,574,102  | 4,572,041  | 100.0 | 100.8                 |                       |   |   |
| 地 方 財 政 計 画           | 50,527,100 | 48,389,200 | 104.5 | 101.7                 |                       |   |   |
| 府 一 般 會 計 (A)         | 478,045    | 447,105    | 105.9 | 102.4                 |                       |   |   |
| 子 特 別 會 計             | 35,704     | 48,294     | 113.2 | 104.1                 |                       |   |   |
| 二 公 家 企 業 會 計         | 10,492     | 9,884      | 106.1 | 104.1                 |                       |   |   |
| 計 取 所 取 會 計 所 平 子 (B) | 143,020    | 139,174    | 102.8 | 101.8                 |                       |   |   |
| (B) / (A)             | 35.8       | 31.1       | 95.2  | 99.4                  |                       |   |   |

| 行                 | 学 校 名                  | 子 数       | 附 属 内 附              | 備 考                                                                                                                            |
|-------------------|------------------------|-----------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | 林茂高校                   | (731,000) |                      | RC-3 普通教室、特別教室<br>校舍改造<br>(他に運動倉庫行為 113,000)                                                                                   |
|                   | 乙畑高校                   | (113,000) |                      | RC-3 特別教室、普通教室                                                                                                                 |
|                   | 田辺高校                   | (131,000) |                      | RC-3 特別教室、普通教室                                                                                                                 |
|                   | 水原高校                   | (112,000) |                      | S-1 特別室<br>別館倉庫行為分<br>(RC-3 普通教室、特別教室)                                                                                         |
|                   | 北畠田高校                  | (105,000) |                      | RC-2 非常災害室                                                                                                                     |
|                   | 廣田高校                   | (77,000)  |                      | ガウジF附屬<br>RC-2 普通教室、特別室                                                                                                        |
|                   | 重原高校                   | (110,000) |                      | S-1 特別室                                                                                                                        |
|                   | 水道高校                   | (171,000) |                      | RC-4 普通教室、特別教室<br>(他に運動倉庫行為 212,000)                                                                                           |
|                   | 柳井高校                   | (245,000) |                      |                                                                                                                                |
|                   | 柳井、東谷、東室、<br>城崎、豊、乙畑高校 | (170,000) |                      | 特別教室改造費                                                                                                                        |
| 3 質問学校校舍等設備費      | 国学校                    | 71,000    | 15,000               | 53,000 RC-2 普通室                                                                                                                |
| 4 新設国学校校舍等<br>施設費 | 中井国学校 (第3<br>期)        | 1,111,000 | 257,000<br>増 132,000 | 716,000<br>RC-2 運動部教室、特別教室、普<br>通教室<br>ナツ、<br>5階修業組行為分<br>(RC-2 普通教室、特別教室、<br>S-1 非常室)<br>RC-3 特別教室、普通教室<br>(他に運動倉庫行為 101,000) |

(単位：千円)

| 号                | 学 校 名     | 予 算 額                                 | 財 源 内 訳   | 備 考                                                                                                                   |
|------------------|-----------|---------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 新設高等学校等<br>施設費 |           | 4,514,000<br>計 485,000<br>延 4,029,000 | 2,738,000 |                                                                                                                       |
|                  | 施設費 (第4期) | (337,000)                             |           | RC-2 管理費、特別教室<br>図書、水泳教室、生活科施設等                                                                                       |
|                  | 施設費 (第3期) | (121,000)                             |           | S-1 体育・ホール・才地<br>(他に施設費計 111,000)                                                                                     |
|                  | 施設費 (第3期) | (359,000)                             |           | RC-4 特別教室、普通教室<br>S-1 特別場<br>(他に施設費計 240,000)                                                                         |
|                  | 施設費 (第2期) | (1,614,000)                           |           | RC-5 管理費、特別教室、普通<br>教室<br>RC-3 施設管理費<br>(他に施設費計 394,000)<br>50年度費計行分<br>RC-5 管理費、普通教室、<br>特別教室、S-1 (体育館)              |
|                  | 施設費 (第2期) | (940,000)                             |           | RC-3 管理費、特別教室<br>RC-4 特別教室、普通教室<br>(他に施設費計 350,000)<br>50年度費計行分<br>(RC-4 普通教室、特別教室、<br>RC-3 管理費、特別教室、<br>S-2 体育館、体育場) |
|                  | 施設費 (第2期) | (1,129,000)                           |           | RC-4 管理費、特別教室、普通<br>教室<br>RC-4 特別教室、普通教室<br>RC-3 特別教室<br>S-1 体育館<br>(他に施設費計 150,000)                                  |
| 2 既設高等学校等<br>施設費 |           | 1,184,000<br>計 208,000<br>延 398,000   | 1,778,000 |                                                                                                                       |

昭和60年度 府立学校施設費第一表

(単位:千円)

- 156 -

| 年    | 所                    | 子事額     | 財源内訳   |         | 備            | 要       |
|------|----------------------|---------|--------|---------|--------------|---------|
|      |                      |         | 特      | 定一      |              |         |
| (8)  | 府立学校教育施設充実費          | 171,137 | 55,646 | 115,211 | 道県教育施設充実費    | 107,218 |
|      |                      |         |        |         | 県教育施設充実費     | 14,843  |
|      |                      |         |        |         | 定・道県教育施設充実費  | 8,600   |
|      |                      |         |        |         | 特別地区施設充実費    | 35,400  |
|      |                      |         |        |         | 障害児教育施設充実費   | 13,196  |
|      |                      |         |        |         | 特別・工務教育施設充実費 | 1,400   |
|      |                      |         |        |         | ⑨ 177,742    |         |
| (9)  | 障害児学校スカラーシップ支給<br>人員 | 19,700  | 4,300  | 14,700  | 府県立学校 2台     | 3       |
|      |                      |         |        |         | ⑩ 26,166 3台  |         |
| (10) | 道県教育施設充実費<br>補助金     | 13,676  | -      | 13,676  | ⑪ 12,676     |         |

| 項                      | 子数額    | 財産内訳   | 備                                                           |
|------------------------|--------|--------|-------------------------------------------------------------|
| 2年級教室の購買費              |        |        |                                                             |
| (1) 市助成金・学校会文化財<br>徴収金 | 4,500  | —      | 第2回<br>① 4,000                                              |
| (2) 町立高等学校運動部徴収金       | 4,000  | —      | 第3回<br>② 4,000                                              |
| (3) 増える学校づくり推進費        | 8,300  | 1,000  | ③ 11,000                                                    |
| (4) 町立高等学校学力充実計画<br>費  | 13,000 | —      | ④ 13,000                                                    |
| (5) 英語教育推進費            | 21,601 | 4,361  | 英語教室整備費<br>5人 通のへ 200時間<br>⑤ 17,247 4人 通のへ 160時間            |
| (6) 町立高等学校英語強化推進<br>費  | 17,810 | 1,702  | 全日制 1年 200名<br>定時制 全学年 全校 13校<br>通夜制 “ “ 2校<br>⑥ 17,010 38校 |
| (7) 市助成・市立幼稚園整備<br>事業費 | 16,176 | 11,562 | 定年月額 7,000円<br>⑦ 32,888                                     |

昭和59年6月

特集：来春スタート  
する京都府公立高校  
の新・教育制度

# 府教委広報

第45号  
昭和59年6月  
発行：京都府教育委員会  
編集：京都府教育委員会庶務課  
電話：(075)441-8835

(資料29)

## ぼくたちの新しい「道」がひらけた。



一人一人の個性が光る。



いさ・いさ、多様な青春。

## 京都府公立高等学校の 新しい教育制度 昭和60年4月 からスタート

京都府の新しい高校教育制度が昭和六十一年四月からスタートします。これは、生徒一人一人の能力や個性を十分に伸ばし、個性豊かな人材を育てていこうとした。明日の京都の高度教育を担っていくための新しい教育制度です。

**「いさ・いさ」した高  
校教育を創造する**

京都府教育委員会は、京都府における高校教育のあり方について、年間にかつて前例のない大規模な調査を実施しました。調査の結果、新しい教育制度を創出することが必要であると判断されました。

改革のねらいは、生徒一人一人の能力や個性を十分に伸ばし、個性豊かな人材を育てていこうとした。明日の京都の高度教育を担っていくための新しい教育制度です。

**「描いて」夢や希望を  
「描いて」未来を**

高校教育は、その教育目標を明確にし、教育内容を充実させることが重要です。京都府教育委員会は、生徒一人一人の能力や個性を十分に伸ばし、個性豊かな人材を育てていこうとした。明日の京都の高度教育を担っていくための新しい教育制度です。

**「学問を」めぐる新しい道**

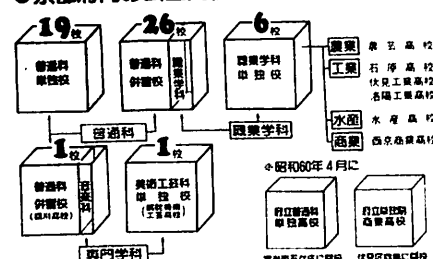
高校生の教育活動にふさわしい学習環境を整え、学校の特徴を生かして志願できる選択方法を取り入れます。

**「産業社会の」発展に  
貢献する人材を育てる**

京都府教育委員会は、生徒一人一人の能力や個性を十分に伸ばし、個性豊かな人材を育てていこうとした。明日の京都の高度教育を担っていくための新しい教育制度です。

いさ・いさ、多様な青春。

●京都府内の公立高校 ● 昭和59年4月1日現在



●全日制普通科の類型 ●

第I類 第II類 第III類

**第I類の類型 (文系・理系・一般系)**

普通科の類型として全体的にバランスをとり、基礎的・基本的知識を習得し、学力を養成する。標準的な類型の枠組みで、1年生のときから国語・社会・数学・理科・英語・体育・音楽・美術・家庭科・保健体育・外国語・職業科・選択科目などを学ぶ。

**第II類の類型 (文系・理系・文系系・外国語系)**

国語・社会・数学・理科・英語・体育・音楽・美術・家庭科・保健体育・外国語・職業科・選択科目などを学ぶ。1年生のときから国語・社会・数学・理科・英語・体育・音楽・美術・家庭科・保健体育・外国語・職業科・選択科目などを学ぶ。

**第III類の類型 (文系・理系・文系系・外国語系)**

国語・社会・数学・理科・英語・体育・音楽・美術・家庭科・保健体育・外国語・職業科・選択科目などを学ぶ。1年生のときから国語・社会・数学・理科・英語・体育・音楽・美術・家庭科・保健体育・外国語・職業科・選択科目などを学ぶ。

| 種別             | 予算額     | 経費内訳    | 備考                  |
|----------------|---------|---------|---------------------|
| (2) 体育クラブ活動費   | 54,400  | 54,400  | クラブ活動費(全年度)         |
| (3) 特別活動費      | 25,400  | 25,400  | 特別活動費(全年度)          |
| 生涯学習推進事業費      | 19,342  | 19,342  | 生涯学習推進事業費(全年度)      |
| 府立学校体育施設開放事業費  | 4,687   | 4,687   | 府立学校体育施設開放事業費(全年度)  |
| 府立学校体育施設開放事業費  | 34,800  | 34,800  | 府立学校体育施設開放事業費(全年度)  |
| 国民体育大会競技力向上対策費 | 100,000 | 100,000 | 国民体育大会競技力向上対策費(全年度) |
| 国民体育大会競技力向上対策費 | 48,430  | 48,430  | 国民体育大会競技力向上対策費(全年度) |

| 種別                 | 予算額    | 経費内訳   | 備考                 |
|--------------------|--------|--------|--------------------|
| (11) 生涯学習推進事業費     | 3,000  | 3,000  | 生涯学習推進事業費(全年度)     |
| (12) 市町村間連携推進事業費   | 4,310  | 4,310  | 市町村間連携推進事業費(全年度)   |
| (13) 小・中学生の生涯学習活動費 | 2,000  | 2,000  | 小・中学生の生涯学習活動費(全年度) |
| (14) 文化クラブ活動費      | 18,230 | 18,230 | 文化クラブ活動費(全年度)      |
| (15) 文化クラブ活動費      | 18,230 | 18,230 | 文化クラブ活動費(全年度)      |
| (16) 文化クラブ活動費      | 18,230 | 18,230 | 文化クラブ活動費(全年度)      |
| (17) 文化クラブ活動費      | 18,230 | 18,230 | 文化クラブ活動費(全年度)      |
| (18) 文化クラブ活動費      | 18,230 | 18,230 | 文化クラブ活動費(全年度)      |
| (19) 文化クラブ活動費      | 18,230 | 18,230 | 文化クラブ活動費(全年度)      |
| (20) 文化クラブ活動費      | 18,230 | 18,230 | 文化クラブ活動費(全年度)      |



京都府

1984年  
7月11日  
第5号  
(No.338)

府高川 7,000枚の配布が  
世帯のお母さんの手で  
洛東分会

小・中・高シロシツも計画

小・中・高・大・ロジック・も計画

「京都は第一のスタ  
ツアにすぎない」  
——教育随園学会会歌——  
府島教育随園学会（南部地域）  
が六月二十六日の教育文化で、二十  
一、二頁にのび、十五分より二十

[illegible]

第1回 山科 小中高シニア大会

高校制度改革が学際される13688

# 高校制度と進路指導のあり方を考える

☆とき **7月7日** (土) 2-5時

☆ところ **沼津高校**

☆申込み

参加費

① 1,000円

② 2,000円

③ 3,000円

主催 山科進路指導研究会

分會に通信員を

第一回通信指導者会議開催

ぜひご参加ください

山科高校

次々と『職場要求書』

[illegible]

そのすぐ校長交渉  
西之訓分会  
久美浜分会  
府高の府教交  
中・下旬の予定。

[illegible]

「教育臨調」反対6・14中央大集会に参加して

時か匠の上田 上  
 昭 若 田 上  
 (昭和四年)

子どもと教育をゆがめる  
府教委 高校教育 制度改革 「実施大綱」

## ＜学習会用資料＞

(資料-③)

「天網」のもつ基本的問題点

[illegible]

③

よく一部分の「できる子」の「学校生活の自由」と入学を奨励するために、府下9つの「通学区」を設定し、中学区制にしている。

⑥

公立高校と私立高校とで、入学試験の科目と進路志向と、時代ごとの特色と進路志向の増大も、通学区制の元で通学通学の増大も。

⑦

公立高校と私立高校とで、入学試験の科目と進路志向と、時代ごとの特色と進路志向の増大も、通学区制の元で通学通学の増大も。

# 紫藤

## 1. 志願の方法

## 2. 「類型」の選択

### 3. 入学者選抜方式

#### 4. 合格者の決定方法

## 5. 入学校の決定①

## 入学校の決定②

|    |              |              |
|----|--------------|--------------|
| 方法 | 第1志望         | 第2志望         |
| 1  | 第Ⅰ類          | (志望で<br>きない) |
| 2  | 第Ⅱ類<br>(類型別) | 第Ⅰ類          |
| 3  | 第Ⅲ類<br>(類型別) | 第Ⅰ類          |

志望は第1志望のみでよい

[illegible]

|                                                                                        |                                                                                        |                                                                                        |                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 一 期                                                                                  | 第 二 期                                                                                  | 第 三 期                                                                                  | 第 四 期                                                                                  |
| 第 一 次<br>第 二 次<br>第 三 次<br>第 四 次<br>第 五 次<br>第 六 次<br>第 七 次<br>第 八 次<br>第 九 次<br>第 十 次 | 第 一 次<br>第 二 次<br>第 三 次<br>第 四 次<br>第 五 次<br>第 六 次<br>第 七 次<br>第 八 次<br>第 九 次<br>第 十 次 | 第 一 次<br>第 二 次<br>第 三 次<br>第 四 次<br>第 五 次<br>第 六 次<br>第 七 次<br>第 八 次<br>第 九 次<br>第 十 次 | 第 一 次<br>第 二 次<br>第 三 次<br>第 四 次<br>第 五 次<br>第 六 次<br>第 七 次<br>第 八 次<br>第 九 次<br>第 十 次 |

Figure 1 consists of two bar charts comparing the proportion of land use types (I and II) in two different land use categories: '綜合建設地產' (Comprehensive Construction Land) and '居住建設地產' (Residential Construction Land).

**Left Chart: 綜合建設地產 (Comprehensive Construction Land)**

| Land Use Type  | Proportion |
|----------------|------------|
| I 類 (Type I)   | 10%        |
| II 類 (Type II) | 30%        |

**Right Chart: 居住建設地產 (Residential Construction Land)**

| Land Use Type  | Proportion |
|----------------|------------|
| I 類 (Type I)   | 50%        |
| II 類 (Type II) | 50%        |

**Annotations:**

- For the left chart, a note indicates: '住宅區及公共場所, 學校, 商店' (Residential area and public places, schools, shops).
- For the right chart, a note indicates: '住宅區及公共場所, 學校, 商店' (Residential area and public places, schools, shops).
- A question mark (?) is placed between the two charts, suggesting a comparison or a question about the difference in proportions.



# 怪奇な選抜方法



京都府・市教員会合が、生る3月28日に「実施大綱」を決定し、来年度（現中3年生）から実施しようとしている高校教師組合（役所）は、短時間制の推進での急な制度変更決定であり、多くの不安や疑問を生じ、父母・教員間の間に広がっています。4月以後、新年度の説明会が府・市教委によって開かれてきましたが、その中でも多くの疑問や問題点を提出されています。学校で説明会や家庭訪問の中でも、さまざまな疑問がでてきます。これらの事について、納得のいく説明が求められるべきです。事実が移されています。

出ている不安や疑問の主な点は以下に要約する。

・学校間競争や校内での類型間前送をうみ、受験競争が一層激化せられる中で、子ども的人格がゆがめられる。

・類型ごとによる進路や期間、類型間の移動の自由になる恐れがある。

・特待活動、部活動に関連した入学校決定は、その基礎が不明確であり、各学校でも明確な基準を打ち出すことが困難で、結果として不公平な入学者決定が行なわれる可能性がある。

・塾や受験産業はんらんにより、学校教育や家庭での生活のゆがみがみられる。

・未だに解決がたいような問題多く残ります。制度「改革」を徹底（改革）は、教科制度をかけ、府民の納得と合意を得てすすめるべきと考えます。又、教育委員会、その子ものばす各高校の先生たちの主体的なとりくみも保証し、教育条件をもっと良くしてあげます。

以上のことから、決のことを要請いたします。

生徒・父母・教職員の間に不安や疑問を残したまま、「実施大綱」にもとづく高校教育制度「改革」の来年度実施を強行しないでください。

[illegible]

4月以降、夏休み大工の  
の説明会が持たれていま  
すが、その中で多く  
の不安や疑問が出され  
ています。生徒・父兄  
・教職員の間で、とま  
どいや不安が広がって  
います。

15歳で一生が……

複雑でわかりにくい類型コースで、しかも高校入学後、進路変更がほとんどできないものになっています。また、学校園や校内での類型別にランクづけが始まり、中学校では、「偏差値」による輪切り選別が強いられます。

基準があいまいな選抜方法……

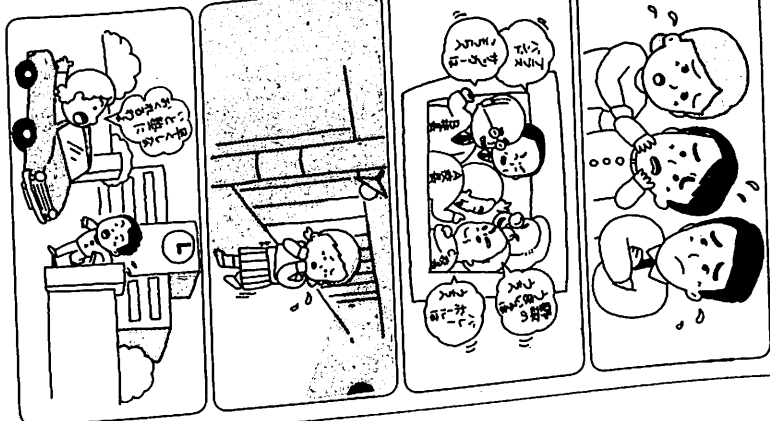
Ⅰ項の場合、「特別活動及び部活動」でⅠ％入学校を決定するとなっていますが、その基準も不明確で、各学校でも明確な基準を打ち出すことが困難で、結果として選ばれが公正なものとなります。

## 通学圏の拡大で……

通学時間や通学費が増大しクラブ活動もできにくくなり、地域によっては下宿生にも余儀なくさせられます。また、家庭訪問やPTA活動・地域懇談会などもやりにくくなります。

はんらんする受験生、困る父母……

受験競争の激化の中で、塾や業者テス  
トなどのはんらんにより、小学校段階から塾  
通いに追いまわされ、子どもの発達かゆか  
められ、また、仲間づくりが困難になりま  
す。



京都府

府 高 情 宣 部  
京都市左京区丸太町  
新道上ル 教育会館内  
TEL(751) 1645

1984年  
12月5日  
号外号

三原則の旗  
降ろしてから来い  
語るに落ちた府教委指導部

に於ては、府政會議部に対し「文藝」の調査及び要求して貰へし  
二日、やうと本部との「話し合ひ」に就いたものの、冒頭に森田祥敬が  
諸部長は「反對してゐる」といふ申し入れは驚きおどけ「なにとぞさ  
ういふならぬ」と主張しました。

この森田祥敬指導部の姿勢は、前座改選をアツク批判執行しようと  
するものであると同時に、経済政策ではまことに希望を以てしてあらず現  
在の指導部の先兵を尊重したものであると言います。私には、ひつても  
一林田反動府政の体面として賞讃すべきことと立出世せたいべく増殖路  
線幹部の姿勢を京政組とともに厭ひ及ぼすところにて、学校までもて教職  
員が一致して民主教育が阻害すると考へる必要がありませう。同時に、議  
場での旺盛な教育論議をより「建設的、その内容についての思想的に明らか  
にし、其に子とも教育を守るのが難であるかを明らかにして行く」とも  
主張です。

い。「  
武田「お宅がおっしゃるのを聴  
かないというのではない。申し出とい  
て聴かしていただきますと言ってい  
る。」  
組合「基本的に反対と言ふ立場

[illegible]

# 京都府高

府 高 情 宣 部  
京 都 市 左 京 区 九 太 町  
新 道 上 町 教 育 会 館 内  
TEL (75) 1645

1984 年  
6 月 4 日  
号 外



京都府教育委員会は、府立高校の教育課程について、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

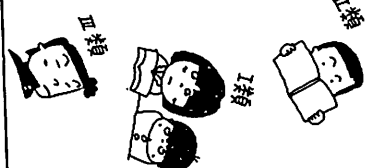
府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

## 教育課程で文部

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。



府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

府立高校の教育課程は、各校の特色を十分に発揮し、個性豊かな教育を実施することを目的として、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

(資料 33)

今年の三月、府教委の意向をうけ、京都府総合教育センターが、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

京都府総合教育センターが、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

京都府総合教育センターが、各校の教育課程を調査・研究し、その成果を公表することとした。

| 学年  | 科目         | 単位数        | 備考       |
|-----|------------|------------|----------|
| 1 年 | 国語 I (5)   | 英語 I (5)   | 現代社会 (4) |
| 2 年 | 国語 II (4)  | 英語 II (3)  | 現代社会 (4) |
| 3 年 | 国語 III (3) | 英語 III (2) | 現代社会 (4) |

1985年度 G 高校教育課程

| 学年  | 科目         | 単位数        | 備考       |
|-----|------------|------------|----------|
| 1 年 | 国語 I (5)   | 英語 I (5)   | 現代社会 (4) |
| 2 年 | 国語 II (4)  | 英語 II (3)  | 現代社会 (4) |
| 3 年 | 国語 III (3) | 英語 III (2) | 現代社会 (4) |

各府立高等学校長 殿

京都府教育委員会教育長 川 本 劭

## 全日制普通科における講座編成に当たっての 留意事項について (通知)

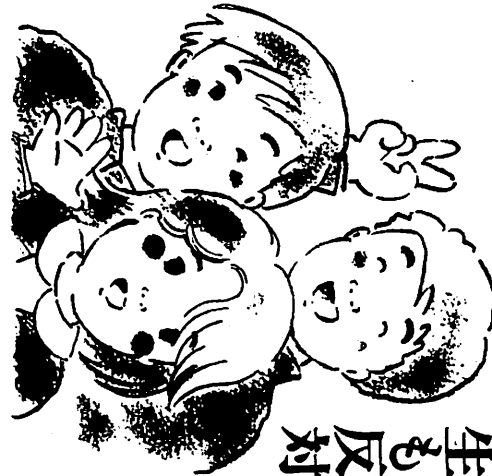
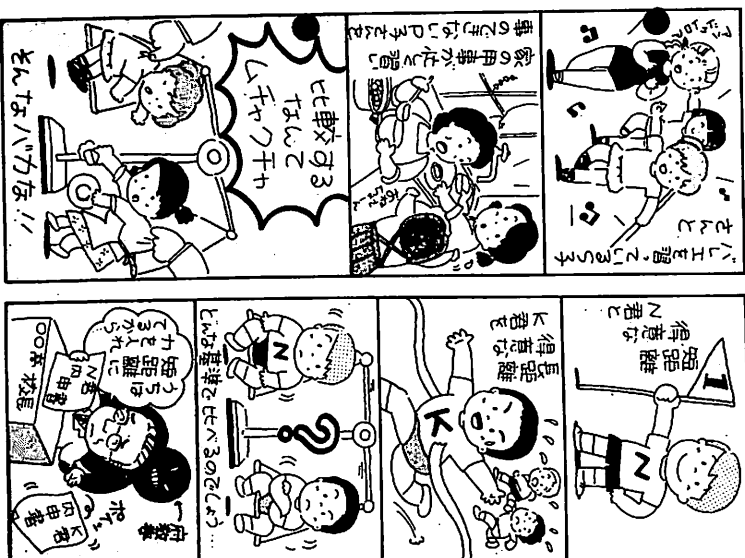
昭和60年度入学生に係る教育課程について、その講座編成に当たっては、高等学校教育制度改善の趣旨を踏まえ、昭和59年3月28日付け第9教学第177号「京都府立公高等学校教育制度の改善について」及び昭和59年2月27日付け9教学第83号「京都府立高等学校教育課程編成基準について」の定めに従うものとし、特に次の点について遺漏のないよう留意願います。

記

- 1 第Ⅰ類においては第2学年から、第Ⅱ類及び第Ⅲ類においては第1学年から、すべての教科・科目について類型別の講座で学習するものとする。  
ただし、保健体育、芸術及び自由選択科目について、異なる類及び類型にまたがって講座を編成することは差し支えない。
- 2 家庭一般について男女別学をする場合は、異なる類及び類型にまたがって講座を編成することは差し支えないが、男女共学をする場合は、類及び類型別の講座で学習するものとする。
- 3 学習習熟度別講座については、第Ⅰ類の第1学年で履修する教科・科目において編成するものとする。  
ただし、第Ⅲ類の第1学年で実施する必要がある場合は、第Ⅰ類とともに講座を編成することは差し支えない。

# 青春の汗をどう測る こんな不公平は いらない

どう思いまのこの不公平



### 公立高校の先生も反対 しています

趣味や特技で入学校を決める特設「高校入試制度」  
京都府立高等学校教職員組合  
公正な高校入試を  
すべての中学生に

京都府立高等学校教職員組合  
公正な高校入試を  
すべての中学生に

京都府立高等学校教職員組合  
公正な高校入試を  
すべての中学生に

昭和59年12月24日  
25

## 特別活動及び部活動に関連する入学希望についての審査について

公立高校長会

- 1 審査は学科別に行う。独自審査校も下記に準じて審査する。
- 2 審査のための資料
  - (1) 入学希望書 (2) 実績報告書 (3) 入学希望者名簿
- 3 審査に当たっての基本的な考え方
  - (1) 公平・公正を期す。
  - (2) そのため所定の資料を可能な限り客観的に評価することに努める。
- 4 審査の具体的方法
  - (1) ア 各学校に、審査を行う委員会を設置する。
    - イ 構成人員は、5人乃至7人とする。
    - ウ 構成メンバーは、各学校に委ねる。
  - (2) ア 資料を評価するに当たって、次の観点をおく。
    - (ア) 入学希望者の意欲等。
    - (イ) 入学希望者が指定した分野（特別活動・部活動・その他の活動のうち一つ）における中学校での活動状況。
    - (ウ) 中学校長の報告により、平素の状況の総合。
    - (エ) 高校入学後の期待される活動。
- イ これらの観点に基づき、使用する資料
  - (ア)について……入学希望者の「希望理由」
  - (イ)について……実績報告書の「顕著な活動内容」「その他の活動実績」
  - (ウ)について……実績報告書（A・B・Cらん）「出席状況」「集団への寄与」「活動の意欲」
- ウ 評価の方法
  - ① 5人乃至7人の構成で評価点を $3 \cdot 2 \cdot 1$ とする。
  - ② (ア)について……3点（満点の場合） $\times 5 \sim 7$ 人 $\rightarrow 15 \sim 21$ 点満点  
(イ)について……3点 $\times 5 \sim 7$ 人 $\rightarrow 15 \sim 21$ 点満点  
(ウ)について……
    - A 指定分野 特別活動……別表9点 $\times 2$
    - B 指定分野 部活動……別表9点+3点 $\times 3$ 項目
    - C 指定分野 その他の活動…別表9点 $\times 2$
  - ③ 高校入学後の期待され九る活動に対する評価は、各学校の判断とする。
  - ④ 総点は、 $(ア)+(イ)+(ウ) \rightarrow 48 \sim 60$ 点満点
- エ 審査の方法
  - ① 高点位順に配列する
  - ② 入学校の決定に際しては、原則として10%に達するまで入れる。ただし、希望者が10%に満たない場合は、原則として本人の希望を尊重する。
- 5 その他、部活動の場合、学校に設けられていない部を希望したものについては学校の判断に委ねる。

常識はすれの教育介入はゆるせません

[illegible][illegible]

生徒の展示にまでいながらせ



「新高校制度」の押しやり

どの子も伸ばす  
うとする学校の  
創意工夫  
を肯定

別々、通達の教育をするものとしてゐるのです。つうやうな努力を必要とし、啓蒙は密行に基き、幾年上へ天についで進めがられてゐます。

朝鮮によつて、類型の共通するス、共同階級など、制度の下で、このすにも豊かを手力と人権を保てるでは、学校間差を生じ差別・選別にたがる所です。これは当然の手であり、今、公正平等思想に伴はずばい、豊かな手力を確保しよとの欲願似け防制されて、或るうちとも「すでもたふさぐ」

## 授業まで「通知文」で統制

[illegible]



- 176 -







# 京都の 公立高入試 合格点とり不合格



## 志望校(類)特定がアダ

今年(昭和60年)の公立高校入試は、志望校の特定が、受験生にとって大きな問題となった。特に、私立高校の入試で志望校を特定し、その結果、公立高校の入試で志望校を特定した受験生は、合格点の低さから、不合格のリスクが高まった。これは、私立高校の入試で志望校を特定し、その結果、公立高校の入試で志望校を特定した受験生は、合格点の低さから、不合格のリスクが高まった。これは、私立高校の入試で志望校を特定し、その結果、公立高校の入試で志望校を特定した受験生は、合格点の低さから、不合格のリスクが高まった。

志望校の特定は、受験生にとって大きな問題となった。特に、私立高校の入試で志望校を特定し、その結果、公立高校の入試で志望校を特定した受験生は、合格点の低さから、不合格のリスクが高まった。これは、私立高校の入試で志望校を特定し、その結果、公立高校の入試で志望校を特定した受験生は、合格点の低さから、不合格のリスクが高まった。これは、私立高校の入試で志望校を特定し、その結果、公立高校の入試で志望校を特定した受験生は、合格点の低さから、不合格のリスクが高まった。

昭和60年(1985年)3月20日 水曜日 京都

### 1 進路表(1次)

昭和60年度 京都市公立高等学校入学希望者進路状況

| 全・定・学科・類・希望 | 定員         |        | 志願者数 | 競争率  | 受験者数 | 合格者数 | 実就職率   | 59年度現在 |
|-------------|------------|--------|------|------|------|------|--------|--------|
|             | 第1類        |        |      |      |      |      |        |        |
|             | 人文系        | 理数系    |      |      |      |      |        |        |
|             | 1,696      | 1,741  |      |      |      |      |        |        |
|             | 2,762      | 3,058  |      |      |      |      |        |        |
|             | 1,3265(90) | 12,838 |      |      |      |      |        |        |
| 普通科         | 第1類        |        | 志願者数 | 競争率  | 受験者数 | 合格者数 | 実就職率   | 59年度現在 |
|             | 人文系        | 理数系    |      |      |      |      |        |        |
|             | 1,696      | 1,741  |      |      |      |      |        |        |
|             | 2,762      | 3,058  |      |      |      |      |        |        |
|             | 1,3265(90) | 12,838 |      |      |      |      |        |        |
|             | 1,696      | 1,741  |      |      |      |      |        |        |
| 職業科         | 第1類        |        | 志願者数 | 競争率  | 受験者数 | 合格者数 | 実就職率   | 59年度現在 |
|             | 人文系        | 理数系    |      |      |      |      |        |        |
|             | 1,696      | 1,741  |      |      |      |      |        |        |
|             | 2,762      | 3,058  |      |      |      |      |        |        |
|             | 1,3265(90) | 12,838 |      |      |      |      |        |        |
|             | 1,696      | 1,741  |      |      |      |      |        |        |
| 計           |            | 志願者数   | 競争率  | 受験者数 | 合格者数 | 実就職率 | 59年度現在 |        |
| 計           |            |        |      |      |      |      |        |        |
| 17,474(90)  |            |        |      |      |      |      |        |        |
| 18,685      |            |        |      |      |      |      |        |        |
| 4,332(90)   |            |        |      |      |      |      |        |        |
| 6,378[60]   |            |        |      |      |      |      |        |        |
| 定員          |            | 志願者数   | 競争率  | 受験者数 | 合格者数 | 実就職率 | 59年度現在 |        |
| 定員          |            |        |      |      |      |      |        |        |
| 1,990       |            |        |      |      |      |      |        |        |
| 945         |            |        |      |      |      |      |        |        |
| 0.47        |            |        |      |      |      |      |        |        |
| 850         |            |        |      |      |      |      |        |        |
| 671         |            |        |      |      |      |      |        |        |
| 1.27        |            |        |      |      |      |      |        |        |
| 1.26        |            |        |      |      |      |      |        |        |

(注)1 定員欄の( )は、北桑田高校の普通科第1類及び家政科を併せた定員であり、普通科第1類の定員は65人、家政科の定員は25人であることを示す。  
2 普通科第1類の志願者数及び受検者数は、第1志願者のみを示す。  
3 職業科の志願者数及び受検者数は「[外職]」であり、競争率及び実就職率は指入入学内定者数を除いて算定した。

### 2 府立商業高等学校(科別)

| 科名    | 定員  | 志願者数 | 競争率  | 受検者数 | 合格者数 | 実就職率 |
|-------|-----|------|------|------|------|------|
| 経理科   | 138 | 204  | 1.48 | 194  | 138  | 1.41 |
| 情報処理科 | 92  | 157  | 1.71 | 156  | 92   | 1.70 |
| 流通経済科 | 46  | 76   | 1.65 | 75   | 46   | 1.63 |
| 国際経済科 | 46  | 59   | 1.28 | 57   | 46   | 1.24 |

### 3 第1類学校・適性検査状況

| 類型    | 希望者数 | 定員  | 競争率  | 受検者数 | 合格者数 |
|-------|------|-----|------|------|------|
| 京都府立  | 46   | 49  | 1.07 | 49   | 48   |
| 北     | 46   | 56  | 1.22 | 55   | 50   |
| 東     | 46   | 57  | 1.24 | 57   | 54   |
| 南     | 46   | 61  | 1.33 | 61   | 53   |
| 西     | 46   | 82  | 1.78 | 81   | 64   |
| 山崎北久山 | 46   | 80  | 1.74 | 78   | 68   |
| 市西    | 46   | 76  | 1.69 | 76   | 66   |
| 中丹波   | 45   | 71  | 1.58 | 70   | 67   |
| 丹波    | 45   | 71  | 1.58 | 70   | 67   |
| 小計    | 366  | 366 | 1.00 | 366  | 366  |
| 山口    | 45   | 53  | 1.18 | 53   | 50   |
| 小計    | 45   | 53  | 1.18 | 53   | 50   |
| 全     | 411  | 585 | 1.42 | 580  | 520  |

### 2 次選考

| 類型    | 希望者数 | 定員 | 競争率  | 受検者数 | 合格者数 |
|-------|------|----|------|------|------|
| 京都府立  | 43   | 39 | 1.10 | 39   | 39   |
| 山崎北久山 | 18   | 18 | 1.00 | 18   | 18   |
| 小計    | 61   | 57 | 1.07 | 57   | 57   |

(資料43)

84 原水禁世界大会国際会議  
(84・8・3)

しかし、核軍備競争の悪循環は激化の一途をたどり、核戦争の危機はかつてなく高まっている。この一年の間にも、アメリカは核巡洋艦「サイロおよびバーシング」をヨーロッパに、そして核巡洋艦「サイロ・マホー」を太平洋に配備し、ソ連もこれに対抗してSS-20配備するなどヨーロッパおよびアジア方面において、軍備を増強している。このような核軍事対決において、被爆国日本が日米軍事同盟のもとで一方の前線基地となり、朝鮮半島における軍事的緊張ともあいまって、核戦争の危機は極度に高まっている。

すでに、世界の軍事支出は一兆ドルの水準に近づき、地球上の核兵器は五万発を超えている。それは、人類を何下同となく縛りかえし殺りくでできる破壊力を秘めてゐる。多くの人びとが、いやおうなく、核兵器と隣り合はせに仕込んで、一方、世界の少ながらぬ地域で、力の政策による軍事的干渉が進行しており、それらが世界の平和を脅かし、大規模な戦争を誘発する危険性を増大させている。また、こうした事態は、とり

このよき状況のもとで、核戦争が勃発するならば筆舌に尽しがたい被害がもたらされる。科学者や医師は、社会体制の違いをこえて、核戦争後に来る恐ろしい地獄について警告している。核戦争阻止と核兵器全面禁止は、いまや、全人類の死生にかかわる最も重要かつ緊急の課題となっている。われわれは、いまこそ世界の世論を圧倒的に高揚させる。核兵器をもちつづける者たちを包圍し孤立させるために立ち上がらなければならない。

海外代表二、八十人を含む約五〇〇人の参加を得て開かれた原水爆禁止一九八四年世界大会・東京閉会式は、以下の諸点を其の意志としてここに表明する。

一、われわれは、「恐怖の均衡」による核戦争の抑止という考えを絶対に容認しない。核戦争の危険を秘試する最も確実な道は、核兵器完全禁止を速やかに実現することであり、核兵器の実験・研究・開発・生産・配備・貯蔵・拡散・使用の一切を禁止する全東力のある措置を表現するために、われわれは全エネルギーを傾注する。われわれは「核兵器」とは核弾頭を意味するものではなく、指弾・管・通信および探報のシステムをはじめとする核能・核燃料・核廃棄物の生産・貯蔵・輸送・使用・廃棄

と悲憤し、やむを得ぬの故に、  
と云ふ。

二、われわれは、核戦争を阻止することはもちろん、核戦争に通じる道を阻むために全力をあげて抵抗す

三、われわれは、核兵器廃絶および核戦争阻止の運動と結合して、核兵器の使用禁止、地下核実験をよくむ核実験の全面的禁止、東北アジアを含むアジア全域、太平洋、インド洋、中部ヨーロッパ、カン地中海、北欧、ラテン・アメリカ、カリブ海をはじ

めとする世界各地への非核地帯の設置、拡大、統合、宇宙空間および海洋の軍事使用の禁止を表現する運動をも追求する。そうした運動の一環として、各国政府にたいして、核兵器搭載の疑いのある艦船や航空機の受け入れを一切拒否するよう迫るたたかいを展開する。

四、われわれは、日米軍事同盟の危険性を深く憂慮する。われわれは、すべての軍事同盟とそのブロッカーの解消を要求する。核軍備による脅迫が第三世界への干渉の手段となつていくことに反対し、民族自決権にもとづき諸国民の関心を支持し、彼らと連帯して非核・非同盟・独立平和と世界の創造のために力を尽す。それは社会正義と人権を保障し、新国際経済秩序を建設するひとつの道である。

われわれは、朝鮮半島を含む東北アジアや中東における情勢の悪化を憂慮し、イラン・イラク戦争の長期化、パレスチナやナミビア問題の未解決など、危険な局勢紛争が世界的な不安定を助長していることを深く憂慮する。

われわれは、アメリカがグアムを含むすべてのミクロネシア主権を返還し、その領土を本来の持ち主と子孫に返還するように求めるミクロネシアの人びとのたたかいに連帯する。

五、人類を核戦争の脅威から救ひ、核兵器のない世界をつくりだすためには、諸国民の反核・平和の運動を旺盛に強めるとともに、国際連帯を発展させ、思想・信条・社会体制の違いをこえて団結した運動の力を飛躍的に高めることが決定的に重要である。われわれは、女性が多くの国々で草の根運動を率先してすすめてきた役割を高く評価し、男女が平等に社会的・政治的な権利をわちあうことによって世界平和を築く力はより一層強固なものとなることと

を確認する。

われわれの要求する平和とは、単に戦争のない状態を意味するものではない。正義のない平和は、真の平和ではありえない。われわれは、あらゆる形態の暴力と抑圧を克服するための活動をさらに強化する。

われわれの運命はわれわれ自身の下体的運動にかかつていゝという自覚にたち、一九八五年のヒロシマ・ナガサキ爆撃四十周年、一九八六年の国連国際平和年のもよにも、世界の広範な平和年のもよにも、世界の広範な平和勢力と連帯して多様な反核・平和の活動を展開する決意である。

六、われわれは、日本および海外に居住する原爆被害者がアメリカおよび日本政府によって、なんらの十分な援護も受けてないことに強い関心を寄せ、中間政府が国家賠償の原則にたつ適切な援護措置を講ずることを要求する。日本における「被爆者援護法」やアメリカにおける「放射線被害者權利法」制定を求めるとヒクシヤたるの運動に連帯し、二度とふたたびヒクシヤをつくつてはならないという彼らの強い願いを表現するためにここに奮闘する。われわれはまた、一九四五年七月にニュー・メキシコで行なわれた史上初の核爆発実験以来、各国が行なつた核兵器開発に伴う被害者と連帯し、それぞれ<sup>の</sup>の国の責任において十分な援護措置がとられることを要求する。

七、われわれは、ウラン採掘から核廃棄物の投棄にいたる核燃料サイクルと核拡散の相互関連をみるとめ、核エネルギーの軍事利用に反対する。われわれは、核燃料サイクルに伴う被ばくを厳しく警告し、土地や海を奪われた北米、オーストラリア、太平洋などの先住民、放射能汚染の危険にさらされている人び

## (資料44)

—宮本顕治議長を団長とする日本共産党代表団とK・U・チェルネンコ書記長を団長とするソ連共産党の会談について  
(84・12・17)

一九八四年十一月十一日から十七日までモスクワで、日本共産党中央委員会議長宮本顯治同志を団長とする日本共産党代表团とソ連共産党中央委員会書記長

K・U・チエルネンコ同志を団長とするソ連共産党代表団との会談がおこなわれた。

会談は、核戦争阻止、核兵器全廃禁止、核兵器廃絶のための実効ある、抜本的な方策の問題にしばつておなわれた。

人類史上最初に核兵器の犠牲になった日本とフズ  
ズムに抗するたかいで二千万人の犠牲をこうひつ  
つ連の両国其降虎は、核戦争の脅威が増大する今日  
情勢のもことで、この課題を人類にとって死活に重  
な緊急の課題、反核、平和運動、世界政治全体にお  
る中心課題とみなすことを、厳肅に声明した。

核戦争の脅威に抗して人類の生存のためにたたか  
同志的連帯と友好の雰囲気のもとで建設的におこな  
れた会談で、宮本同志とチェルノム同志は、一九八  
五年が第二次大戦終了四十周年、広島、長崎の被爆四  
十周年であり、戦争と平和の問題にとつてきわめて  
意義深い年であることを強調した。両氏は、この年が  
核戦争阻止、核兵器全面禁止、廃絶の課題を実現する  
ためのたたかいでの決定的な転換の年となるよう全力  
をあげて努力する必要性を強調する。

宮本同志とチエルネンコ同志は、核兵器を不法なものと宣言する必要があることで一致した。

すでに一九四六年に採択された国連総会の決議が原子兵器のないいつさいの大量破壊兵器の廃棄のための努力を求めた決議があつたにもかかわらず、今日までの現実が示すものは、核兵器の急激な増大の一路であつた。そして、いま世界でその蓄積は数万発となり、その爆発力は広島原爆の百万倍以上の威力をもつておよび、そのわずかで人類文明を絶滅させるに足る力をもつて至つてゐる。世界諸国民は、核戦争の不安にかはれてゐる。この脅威こそ、それだけにはならない。核兵器廃絶は、世界諸国民の要求である。これに代わる対案はない。

- 187 -

-186-

双方は、この一致した課題の実現を促進する重要な力は、世界の人民の運動と世論の動員であることを確認した。いま、ヨーロッパでも、アジアでも、アメリカでも、人民の反核運動が未曾有の高揚を遂げているとき、平和を求める世論の声はかつてなく高らかに響いている。これはすでに現実の国際政治に影響を与えている。

人類を核戦争の脅威から完全に解放することを目的とした、政治上、思想上、信教上その他の動機によるいかなる差別もない、もっとも幅広い基盤にたつ平和・民主勢力の積極的行動は、巨大な意義があり、核兵器にしがみつく勢力を孤立させるならば、それは巨大な力となって核兵器全面禁止・廃絶をからとる現実的展望をきりひらくであろう。

双方は、核兵器の開発・製造・実験・保有・配備・使用の全面禁止を内容とする核兵器全面禁止・廃絶協定のすみやかな締結とその実現のため、可能なあらゆる努力を払うことを確認した。

日本共産党とソ連共産党は、核兵器の廃絶を要求する諸国民のたたかいをいっそう強化するため、両党にかかっているすべてのことをおこなう用意があり、同じように行動するその他の諸国民共産党・労働者党、すべての平和愛好勢力に呼びかける。

「核抑止力」論、核兵器の使用を容認する議論は、核兵器と人類の危険をあまりない其存を恒久化し、人類を永遠に核戦争の脅威のもとにさらすものである。核兵器のすみやかな禁止・廃絶が必要であり可能であることを疑問視し、あるいはこの課題を無限のかなたに追いやるようなさまざまな主張は、核戦争の危険からの脱出を求めている人類の知性と意思に逆行するものである。

今日の情勢は、核兵器に固執する勢力、核軍拡競争

の継続を願っている手段として交渉を利用したいと思っているすべてのものを孤立させることを強く要求しており、核兵器の禁止・廃絶の課題を、国際政治の場でも、国際連合でも、二国間交渉やその他の国際的会議でも、また、反核・平和運動でも、第一義的に提起し、その実現のため一貫して奮闘することを要求している。戦後の歴史を根本的に転換し、核戦争の脅威を永久に根絶することが必要である。

双方は、国際的な反核・平和運動との深い連帯を表明し、八月六日の広島への人類史上最初の原爆投下の日を核兵器廃絶のための国際的な共同行動デーにするという世界的世論の意向を歓迎する。これは、核戦争の阻止、核兵器の全面禁止・廃絶を求める人々のたたかいを効果的に発展させるうえで重要な貢献となる。

双方はさらに、原子兵器の絶対禁止、この禁止を保証する厳重な国際管理の確立および最初に原子兵器を使用する政府を戦争犯罪人と宣告することを要求した一九五〇年のストックホルム・アベールが、全世界で五億人以上の署名をもって核戦争放火者の手をおさえ、歴史的経緯を提起し、今日の情勢下で、核兵器の全面禁止・廃絶を訴える新しい大衆的意思表示の国際的な運動の巨大な高揚を大きく待望する。

核兵器の全面禁止・廃絶の課題を前面にかかげながら、この目標への前進を促進する実効ある部分の措置を実現することも重要である。双方は、つぎの諸措置の実現のために奮闘する決意を表明した。

すべての核保有国による核兵器九割不使用の義務の受諾、核兵器使用禁止国際協定の締結、宇宙空間の軍事化阻止、とくに宇宙での核軍拡競争の阻止、核兵器実験全面禁止協定の締結、非核保有国への核兵器の不使用、アジアその他の世界の諸大陸のさまざまな地域での非核兵器地帯の設置。

これらの措置の実現も、核兵器全面禁止の運動と世論を発展させてこそ促進できるものである。

双方は、今回の会議で達成された合意にもとづいて両党の協力を前進させることの意義の大きさを確認する。国際情勢、核軍拡競争についての見方、その他の問題についての日本共産党とソ連共産党との間に存在する見解の相違は、核戦争阻止、核兵器全面禁止・廃絶のための両党の協力の妨げとなつてはならない。双方は、このことが、核戦争を阻止し平和を擁護する諸国民の闘争をいっそう発展させるうえで、またさまざまな勢力が、その見解にかかわらず、この闘争で共同行動をおこなううえで、重要な意義をもつものと確信する。双方は、核戦争阻止、核兵器全面禁止・廃絶のための闘争の課題について達成された合意を積極的

に表現し、その実行状況を検討し、この方向での効果的な方策の探求を継続するため、今後とも党首会議をおこない、高いレベルをふくむ定期協議をそれぞれの国で交互におこなうことに合意した。

今回の会議は、増大する核戦争の脅威のもとで、きわめて重要な意義をもつものである。日本共産党とソ連共産党が核戦争阻止、核兵器全面禁止・廃絶のための闘争で共同することは、人類を核戦争から救う崇高な国際的事業への両党の大きな貢献となるであろう。

この会議には、日本共産党側から、日本共産党中央委員会の金子満広書記局長、立木洋、吉岡吉典副書記局長、新原昭治幹部会委員、書記局長、佐々木幹部会委員、朝霧弘安保・外交委員会副責任者、西口光国際委員会委員が、また、ソ連共産党側から、ソ連共産党中央委員会のB・N・ボノマリョフ准政治局員・書記、S・V・チェルボネンコ、A・M・アレクサンドロフ、V・V・ザグラージン、P・N・フンドセーエフの各中央委員、I・I・コワレンコ国際部副部長が参加した。

### 第三号議案

## 一九八五年度運動方針案

